

(仮称) 千代田区第3次基本計画 2015
【素案】

平成 26 年 10 月
千 代 田 区

目 次

1	計画改定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	重点プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	個表・・・・・・・・・・・・・・・・	12
5	施設整備計画・スケジュール（案）・・・・・・・・	84
6	計画改定の経過及び背景・・・・・・・・	88
7	計画の役割と期間・・・・・・・・	90
8	計画の体系と構成・・・・・・・・	91
9	計画の特徴・・・・・・・・	92
10	計画期間の想定人口・・・・・・・・	93

参 考

1	千代田区第3次基本構想（抜粋）・・・・・・・・	94
2	千代田区第3次基本計画改定方針・・・・・・・・	97

1 計画改定にあたって

千代田区は、立法、司法、行政の三権及び経済・金融という首都機能を備えた日本の中心・東京の顔です。

そして、江戸開府以来 400 年以上の歴史・文化がまちと人々の生活に息づいているだけでなく、中心に位置する皇居の存在により、歴史と文化、風格などの千代田区のイメージを高めています。

さらに、文化芸術をたしなむ場が数多く集積していることや、都市インフラの整備が充実し交通の利便性が極めて高いこと、昼夜間人口格差が世界一大きいことなど、特色のある地域でもあります。

一方で、区民の生活や都市活動はそれを支えるエネルギーや食料供給等を地方に依存しており、地方との共生なくして区は成り立ちません。

また、区民の8割がマンション等集合住宅に居住しており、マンション居住者については、地域との関わりはもとより、マンション居住者間のコミュニティの脆弱さが懸念されています。

従って、区政運営にあたっては、他の自治体以上に世界や日本全体の社会経済情勢を見極めるとともに、地方との連携の促進や地域固有のポテンシャルの活用、多様な主体による地域社会のつながりへの対応などの必要があり、多角的・多面的な視点で柔軟に対応することが求められます。

（仮称）千代田区第3次基本計画 2015（以下「基本計画 2015」という。）では、このような区の特徴を踏まえ、区政の柱である、区で活動する様々な主体が、互いに認め合い、尊重し合う地域社会を「共」に「生」きる「共生」の理念の実現に向けた取り組みを行っていきます。また、都市の持つ集客力や情報発信力を活用して地方との連携を促進し、「地方との共生」も実現していきます。

この「（仮称）千代田区第3次基本計画 2015」素案は、多くの皆さまから幅広いご意見をいただくために取りまとめました。今後は、お寄せいただいたご意見を踏まえ、年内を目途に策定していく予定です。

2 施策体系

基本構想		基本計画 2015	
施策のみちすじ		No	施策の目標（案）
4つの柱	20の課題【施策】		
1 安全 で安心して きる、いつ までも住 み働き続 けられる まち	1 住と職の調和のとれたまち	1	地域ごとのまちづくりのルールをつくります
	2 多様な暮らしに応じた住まいを選択できるまち	2	多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます
	3 だれもが安全で、快適に移動できるまち	3	誰もが移動しやすい環境の整備を進めます
	4 災害に強く、だれもが安心して活動できるまち	4	清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます
		5	みんなで助け合う減災のまちづくりを進めます
		6	建物の耐震化を促進します
	5 身近な水や緑に親しめるまち	7	身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします
	6 多くの人に愛される景観のあるまち	8	地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます
	7 活気と賑わいのあるまち	9	千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます
		10	中小企業や商工業の活性化を支援します
	8 安心して消費生活をおくれるまち	11	消費生活にかかる相談、支援を充実します
	9 環境への負荷の少ないまち	12	地球に優しい環境づくりを進めます
		13	資源循環型都市をめざします
2 福祉 の心が通 いあう、安 心と支え 合いのま ち	10 生涯にわたり健康な生活を営むことができるまち	14	感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します
		15	一人ひとりの健康づくりを支援します
		16	安心して医療が受けられる仕組みづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます
	11 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ち、いきいきと生活できるまち	17	高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します
		18	認知症高齢者を地域で見守り、支える仕組みを強化します
		19	高齢者が、地域で生きがいを持ち、活動的に生活できるよう支援します

	12 障害者の意思が尊重され、地域で自立して生活できるまち	20	障害があっても暮らしやすい地域をめざします
		21	障害者の就労を支援します
	13 安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるまち	22	保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます【※施策 34 に再掲】
		23	安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます
	14 安心して利用できる福祉のしくみが整っているまち	24	福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します
3 心豊かに学び、文化を創り出すまち	15 未来を担う人材が育つまち	25	他者を思いやり、人との関係をよりよく築く力を共に育む教育を進めます
		26	グローバル社会に活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます
		27	児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます
	16 生涯にわたり自主的な学習・スポーツ活動ができるまち	28	区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます
	17 江戸文化を伝えつつ、新たな文化を創り出すまち	29	豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます
4 人と人とのふれあいを大切にす る、個性あふれるまち	18 100万人のコミュニティの輪が広がるまち	30	地域力の向上を支援します
		31	マンション内コミュニティの醸成を支援します
	19 男女が平等に個性や能力を発揮して活躍できるまち	32	男女共同参画社会の実現をめざします
		33	人権侵害のない社会をめざします
		34	保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます【再掲】
	20 地球市民を育み、世界平和に貢献するまち	35	国際交流・協力や平和活動を推進します
◎ 計画の実現に向けて	◎ 計画の実現に向けて	36	区民の参画・協働と開かれた区政の実現（参画・協働、情報発信 等）
		37	質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します

3 重点プロジェクト

I 子育てしやすいまち

乳幼児人口が増加し、女性の社会進出が進む中でも保育園の待機児童、学童クラブの待機児童がいずれもゼロで、確実に保育・学童ニーズに応えられています。



子育てに関する様々な考え、多様な働き方に応じた保育ニーズを受け止めるために、設置主体や運営主体が多様な保育施設があります。どの保育施設を選択しても安心して子どもを預けられるように、保育内容や設備等において公立認可園と同程度の水準が確保されています。

I 子育てしやすいまち

核家族化の進行により、妊娠・子育て中は社会から孤立しやすく、子育てに一人で悩みがちです。精神的に安定した状態で安心して楽しく子育てができるよう、乳児期の母子保健サービスの充実、気軽に相談できる場の提供が図られることで、地域で子どもを育てる意識が高まり、子どもたちがすこやかに成長しています。

保育園や児童館など、老朽化した施設の改築や大規模改修が計画的に行われ、子どもたちが良好な成長環境のもとで、のびのびと元気に育っています。



子育て支援や児童相談の機能が強化され、児童虐待が未然に防止されています。



主な取組み

【待機児童ゼロ(保育園)】

子ども・子育て支援事業計画に基づき、私立認可保育所や地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)を誘致します。

【待機児童ゼロ(学童クラブ)】

子ども・子育て支援事業計画に基づき、私立学童クラブを誘致します。

【親子学級の開催】

初めて父親・母親になる人を対象に、妊娠、出産、育児に関する適切な情報を提供するとともに、地域の仲間づくりができる場として、平日・土曜ままぱ学級、にここ広場を開催します。

【児童施設の整備】

麴町保育園や四番町保育園、四番町児童館、一番町児童館など老朽化した施設の改築や大規模改修を行い、保育需要への対応、乳幼児期から学齢期の子どもたちの良好な育成環境の整備を実施します。



Ⅱ 高齢者になっても住み続けられるまち



介護や医療が必要な状態であっても、(仮称)高齢者総合サポートセンターを拠点として在宅介護・医療をバックアップする体制が強化され、高齢者が地域で安心して暮らし続けることができます。

自立した生活が継続できるよう高齢者の社会参加、身体機能を維持するための場と機会が提供されています。また、元気な高齢者が介護の支え手側に回ったり、ボランティア活動を行ったりしながら、生きがいを持って生活することができます。

様々な相談が気軽にできる体制が整っているだけでなく、介護保険制度を補う高齢者福祉サービスが充実し、必要なサービスが適時提供されることで、安心して住み慣れた地域で暮らすことができます。



特別養護老人

ホームをはじめとする高齢者施設の整備が進むことで、在宅で生活することが困難な方が、その方の状況に応じた施設に入居することができます。また、多様な高齢者向け住まいの整備が進むことで、高齢者が自分に合った住まいを選択することができます。

Ⅲ 高齢者になっても住み続けられるまち

見守りネットワークが広がり、地域全体で見守りが行われることにより、認知症の方、ひとり暮らし高齢者など支援を必要とする方が、地域で安心して暮らし続けることができます。



主な取組み

【(仮称)高齢者総合サポートセンターの整備】

24時間 365日高齢者の安心を支えるために、「相談拠点」「活動拠点」「高齢者ケアに関する人材育成・研修拠点」「多世代交流拠点」「在宅ケア（医療）拠点」の5つの機能を備えた施設を整備します。

【介護施設等の基盤整備】

区有地活用や民間活用により、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、ショートステイなど介護保険施設の基盤整備を進めます。



【高齢者見守り運動の推進】

地域住民や関係機関が連携した「千代田安心生活見守り隊運動」を推進し、見守りのネットワークを強化するとともに、様々な事業を通じて、地域での高齢者の見守り支援の推進を図ります。

Ⅲ 都心で水辺に親しめるまち

千代田区には内濠・外濠や
神田川・日本橋川といった
貴重な水辺資源が存在しています。

国や都、民間事業者と
連携・協力することにより、
濠や河川の水質が改善され、
良好な水辺環境の再生が
進んでいます。

九段下から千鳥ヶ淵緑道に
いたる濠に沿った回遊性の向上や、
日本橋川沿いの大規模開発等の
まちづくりのタイミングに合わせた水辺や
緑に親しめる遊歩道の整備といった
水辺空間が創出されています。
その結果水辺に親しみ、うるおいと
安らぎを感じられる環境づくりが進み、
水辺空間が人々の憩いの場と
なっています。

Ⅲ 都心で 水辺に親しめる まち



万世橋周辺の整備で
設置された船着き場などを
活用して舟運事業が展開され、
水辺が魅力ある観光資源として
活用されています。

主な取組み

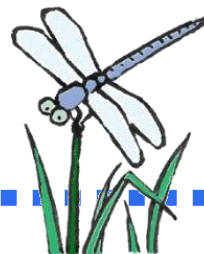
【身近な水辺空間の創出】

大規模開発等のまちづくりが
行われる際には、身近な
水辺空間の創出を誘導・
支援していきます。
また、水環境の把握と濠の
水質改善を進めます。



【水辺の活用】

神田川・日本橋川の
舟運事業の拡充などを
支援します。



Ⅳ 人とのつながりが持てるまち



マンション居住者が大半を占める千代田区では、プライバシーの尊重が図られたうえで、非常災害時の助け合いが行えるよう、マンション内の自助・協助による防災体制が整っています。

災害に備えたマンション内のルール作りをきっかけに、日常生活においても居住者間に風通しの良い人間関係が築かれ、高齢者等への声掛けや見守りが行われ、困ったときに助け合うことができるコミュニティが形成されています。

マンション居住者と地域の関係機関(町会等)が顔を合わせ、定期的な交流を持つことで、町会や商店会など既存の地域コミュニティとマンションコミュニティが連携・協働しながら、共に地域の課題解決に主体的に取り組むことができます。

主な取組み

【マンションに関する課題を協議する機会・場の創出】

マンション内に新しいコミュニティが醸成され、地域と共存関係を築いていくことができるよう、区及び関係機関とマンション居住者等が集まり、協議する場を地域ごとに設けます。



【マンション防災対策の実施】

マンション防災力の向上とマンション内コミュニティの醸成を図るため、(公財)まちみらい千代田と連携し、マンション防災計画の策定や自主防災組織の設立、地域と連携した防災訓練の実施などを支援します。



V 自転車利用がしやすい 環境にやさしいまち



国道・都道とも連携する
自転車ネットワークをめざした
自転車道や自転車レーンの整備が
進むことで、自転車での移動が
快適になり、環境に優しく、経済的な
自転車が、区民の足として
積極的に利用されています。

千代田区には、皇居周辺や
秋葉原はもちろんのこと、魅力と
個性あふれる数々の観光・文化資源が
点在します。コミュニティサイクルが隣接する
自治体との連携により、自転車利用による
回遊性が向上し、千代田区民だけではなく、
周辺区にお住まいの方や来街者の方なども
気軽に千代田区に訪れ、楽しむことが
できるようになっています。

主な取組み

【自転車利用の推進】

コミュニティサイクル実証実験を行い、サイクルポートや
自転車の設置及び自転車道・自転車レーンの整備を
進めます。また、利用者の利便性等を見据え、
広域展開に向けた周辺区との連携を検討します。



Ⅵ 災害にそなえ「協助」が確立されたまち

区民、事業者、来街者等
すべての人々が、平時における
地域の連携・協働活動を通じ、
相互に助け合い、支え合うことができる
協助の態勢が構築されています。

大型台風等の発生に備えた、
災害発生が予測されるおおむね
120 時間前から時間の経過に応じた
対応を示すタイムライン式防災行動計画が
策定されています。また、多発するゲリラ
豪雨等の集中豪雨の発生を踏まえた、

実行性の高い計画が策定され、
訓練を繰り返すことで、都市型
水害による被害の発生を
最小限に留めています。

Ⅵ 災害にそなえ

「協助」が確立されたまち

浸水想定区域内にある
地下鉄駅や大手町・丸の内・
有楽町地区の大規模な地下街等は、
利用者の避難の確保及び浸水防止の
ための計画が策定され、計画に基づく
避難訓練が定期的に実施されることで、
区民、来街者等の施設利用者の
安全が確保されています。

医薬品等の必要な資機材の
供給態勢が確立され、医療救護所
の開設訓練の計画的な実施など
医療救護のための取組みが進み、
災害や緊急事態において
傷病者等へ迅速に対応できるよう
なっています。

主な取組み

【防災・減災対策の推進】

地域の連携・協働活動を推進し、
地域の防災力を向上させます。ま
た、特に予測可能な災害については
タイムライン(※調整中)を活用して、
災害時に互いに助け合える協力体
制の構築と減災に取り組めます。

【災害に強いまちづくり】

頻発する都市型水害への備えと
して地下街等の浸水対策に対し
先導的支援に取り組めます。

医薬品等の必要な資機材の
供給態勢が確立され、医療救護所
の開設訓練の計画的な実施など
医療救護のための取組みが進み、
災害や緊急事態において傷病者等へ
迅速に対応できるようになっています。



欢迎

ยินดีต้อนรับ

日本の中心であり

東京の顔でもある皇居の周辺が、
濠の水質改善や歩行空間の整備、
案内標識等の多言語表記などが
進み、外国人を含めた来街者の
方をおもてなしする環境が
整備されています。

Ⅶ 安全で、 ホスピタリティあふれる 魅力的なまち

Bienvenido

مرحبا

Welcome

皇居周辺以外にも、
千代田区には様々な魅力的な観光・
文化資源が集積しています。

文化財標識類やガイドマップなどが、多言語表記や
ICT 技術の活用によってわかりやすく表示されるとともに、
外国語ボランティアによる観光案内が行われるなど、
千代田区の魅力をアピールする手段や機会が豊富に
提供されています。また、千代田区の魅力が広く伝わる
ことにより、国内・国外問わず、多くの来街者の方が
千代田区の観光・文化資源に満ち溢れた
各地域を訪れています。

환영

主な取組み

【シティプロモーションの推進】

千代田区の魅力を区民とともに、
あらためて調査発掘し、創造し、
磨き上げ、効果的な情報発信を
展開していきます。



【文化資源の見える化の展開】
標柱・説明板等の文化財標識類
やガイドマップについて、デザインや
表記に統一性を持たせるとともに、
多言語表記や ICT 技術の活用に
より、分かりやすいものに更新して
いきます。

【国際交流・協力ボランティアの活用】

外国人からの日本語を学びたい、区の
観光案内をして欲しいなどの要望に応える
ために区民のボランティア活動の
育成支援を行います。



4 個表

1 地域ごとのまちづくりのルールをつくります

地域の合意に基づいて、「地区計画制度」など都市計画の諸制度を活用し、住宅とオフィス・店舗等が調和した街並みや、街区内に緑、空間を配置するなど、良好な市街地の形成を推進します。

現状と課題

- 区内の建築物の多くが機能更新の時期を迎えています。
- 建築基準法など全国一律のルールだけでは、地域に即したきめ細かさ欠缺点があります。全国一律のルールに基づいた機能更新が街区内に集積してくると、良好な環境や街並みの調和を欠くこととなる恐れがあります。
- 地域が主体となって市街地環境を保全・創出するためのまちづくりルールを共有するとともに、地域で運用・活用していくための仕組みを構築する必要があります。

課題解決の方向性

- 地区計画制度※等の都市計画の諸制度を活用し、地域合意に基づくまちづくりのルールを確立します。
- 地域が抱える固有の課題を、地域自らが主体的に解決するためのルールづくりを支援します。
- 地域のまちづくりルールを運用・活用するための組織づくりや育成を支援します。

※地区計画制度とは、計画的なまちづくりや都市における良好な市街地環境の創造・保全をめざして、地区を単位として建築または開発を規制・誘導することです。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・地域で共有されたまちづくりのルール適用により、住宅とオフィス・店舗等が調和した街並みなど、良好な市街地の形成が進んでいる。
- ・地域のまちづくりルールを運用・活用するための団体（エリアマネジメント団体）等が継続的に活動している。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
地区計画制度等の活用	地域が主体となり、各地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルール（建築物の用途や容積率、壁面の位置の制限、敷地の緑化率の制限など）を定めることで、景観を含めた総合的なまちづくりを推進します。
地域別まちづくりの推進	地域の課題を解決するため、地域自らがルールを定め、そのルールを継続的に運用していく自主的な団体等を支援していきます。
公共空間の活用検討	まちの賑わい創出や地域の活性化に資するため、道路等の公共空間の有効活用を地域とともに検討していきます。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 （調査年度）	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
区内対象面積※に占める 地区計画適用地区の割合	63% （平成 25 年度）	68%	73%	区調査 （所管部署による実態調査）
区内のエリアマネジメント団体数	3 団体 （平成 25 年度）	5 団体	7 団体	区調査 （所管部署による実態調査）

※区内対象面積＝皇居・北の丸公園等を除く区の面積（約 800 ヘクタール）

2 多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます

様々なライフステージやライフスタイルに対応した住まい・住環境づくりを進め、居住の場としての魅力の向上に取り組めます。

現状と課題

- ・当面は人口増加が見込まれており、高齢者・子育て世帯等の増加や人口構成の変化を見据えながら住まい・住環境づくりを進めていくことが求められています。
- ・マンション居住者の増加や、都心ならではの流動的な住まい方が、近隣との関係や地域とのつながりが希薄な区民の増加の一因になっていると考えられます。
- ・千代田区では昭和 30～40 年頃からマンションの供給が進められてきており、今後更新期を迎える住宅の増加が見込まれています。

課題解決の方向性

- ・福祉施策や子育て施策と連携し、不動産その他の関係団体などとも協働しながら、多様な人々が安心して居住できる住まい・住環境づくりに取り組めます。
- ・住宅供給の進展を踏まえ、住戸の確保から居住の場としての魅力の向上に視野を広げるとともに、支え合いを実感できるまちの形成に資する住宅施策を展開します。
- ・マンション管理の適正化を進め、住宅の計画的な維持管理を推進するとともに、既存住宅の更新・再生に向けた取組を重点的に進めます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・様々な分野・主体との連携により居住の場としての魅力の向上に向けた取組みが進められ、住みたいまち・住み続けたいまちが形成されている。
- ・多様な人々がつながりや支え合いを実感し、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた住まいを選択しながら住み続けることができるまちになっている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
様々な分野・主体との連携による住まい・住環境づくり	福祉施策・子育て施策との連携や、福祉関係団体・不動産関係団体等との連携を強化し、地域包括ケアの推進や住宅セーフティネットの充実、子育て世帯が安心して住み続けられる住環境の整備等に資する住宅施策を展開します。
マンション管理の適正化の推進	共同住宅における良好な居住環境の確保に向けて、まちみらい千代田とも連携して、マンションの実態把握や長期修繕計画の策定誘導などマンション管理の適正化を推進します。
既存住宅の更新・再生の推進	更新期を迎える公共住宅の計画的な建替え等に向けて、具体的な検討を進めるとともに、建築物の共同化等の手法も活用しながら民間住宅の更新・再生に向けた取組みを促進します。【「5 施設整備計画・スケジュール（案）」参照】
まちづくりと連動した住まい・住環境づくり	まちづくりと連動した取組みにより、地域の特性・課題に対応した住宅の供給や、居住の場としての魅力の向上に資する住環境整備を推進します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
住まいや居住環境に満足している区民の割合		調査中		区調査 (世論調査)
高齢者人口に対する高齢者向け住宅※の割合 ※公営の高齢者住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム	2.5% (平成 25 年度)	3%	5%	区調査 (所管部署による実態調査)
長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	38% (平成 20 年度)	70%	75%	区調査 (所管部署による事態調査)

3 誰もが移動しやすい環境の整備を進めます

歩行者や自転車、車など、誰もが安全で、安心して、快適に移動しやすい地域交通環境を整備します。

現状と課題

- ・環境に優しく身近で手軽な移動手段として、コミュニティサイクルが注目され、自転車や車などがそれぞれ安全に通行できる環境整備が求められています。
- ・歩道や駅などの歩行空間を、誰もが安全に安心して移動できるようバリアフリー化することが求められています。

課題解決の方向性

- ・国道・都道とも連携するネットワークをめざした自転車道・自転車レーン※や、主要駅周辺の自転車駐車場の整備を進めます。
- ・誰もが安全に、安心して移動できるまちづくりをめざして、歩道の設置・拡幅や電線類地中化等のバリアフリー化を進めるとともに、駅にエレベーターの設置や段差等の改善を図るよう、鉄道事業者への働きかけを行います。

※路面標示により車道と視覚的に仕切られた自転車専用通行帯をいいます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・自転車道・自転車レーンや自転車駐車場が整備され、多くの人がコミュニティサイクルを利用するなど、自転車が区民の日常の足として安全で快適な移動手段となっている。
- ・歩道や駅など、歩行空間のバリアフリー化が進み、誰もが安全で安心して移動することができている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
自転車利用の推進	コミュニティサイクルの普及を図るとともに、自転車道・自転車レーンや自転車駐車場の整備を進めます。また、利用者の利便性等を見据え、広域展開に向けた周辺区との連携を推進します。
バリアフリー歩行空間の整備	歩道の設置・拡幅や電線類地中化などによりバリアフリー化を推進していくとともに、区内鉄道全駅のバリアフリー化をめざして鉄道事業者と連携・協力していきます。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 （調査年度）	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
コミュニティサイクルの回転数（1 日平均）	実施中 平成 26 年度	2 回転／台	3 回転／台	区調査 （事業実績）
区道（幅員 11m 以上）の電線類地中化率	67% 平成 25 年度	70%	72%	区調査 （事業実績）

4 清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます

区民や事業者、千代田区を訪れる人など、全ての人々の主体的な取り組みを通じて、清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます。

現状と課題

- ・路上喫煙や路上放置看板などのない、安全で安心な移動空間の確保が求められています。
- ・受動喫煙に対する意識の高まりから、喫煙場所が減少し、公園等の公共の場所での喫煙が問題になっています。
- ・一部の繁華街等で、悪質な客引き行為等が横行し、まちのイメージの低下が懸念されています。

課題解決の方向性

- ・路上喫煙や路上障害物、ごみのない、きれいで安全・安心なまちづくりを推進していきます。
- ・喫煙所の分散型での整備に取り組むとともに、喫煙マナーの啓発に取り組み、ルールからマナーへの転換に取り組めます。
- ・地域、警察、区が一体となって、継続的に、粘り強く客引き行為等の防止活動に取り組んでいきます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・路上喫煙や路上障害物、ごみがないすっきりとしたまちが実現できている。
- ・身近な場所での喫煙場所が整備され、喫煙マナーが十分に浸透している。
- ・客引き行為等がなく、安全で安心なまちのイメージが定着している。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
生活環境改善推進	路上喫煙対策はもとより、路上放置物対策について、区と地域・警察などが協力して取り組みます。
公共の場所（道路、公園等）における喫煙対策	喫煙者と非喫煙者の共生をめざすため、民間の協力を得ながら喫煙所の分散設置を行い、ルールからマナーへの転換を図ります。
客引き防止対策の推進	地域や警察と一体となった客引き防止活動を継続的に進め、安全・安心な地域づくりに取り組みます。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 （調査年度）	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
路上喫煙過料適用件数	7,008 件 （平成 25 年度）	5,000 件	3,000 件	区調査 （事業実績）
分散型喫煙所数	5 か所 （平成 25 年度）	10 か所	20 か所	区調査 （事業実績）
「安全・安心なまち」と思う人の割合	45% （平成 25 年度）	50%	55%	区調査 （世論調査）

5 みんなで助け合う減災のまちづくりを進めます

区民、事業者、来街者等、地域を構成するすべての人々の助け合いによる減災のまちづくりを進めるとともに、危機管理即応態勢を構築していきます。

現状と課題

- 首都直下型大地震や巨大台風、ゲリラ豪雨など、災害に関する危険度は高まっています。
- 区内には、全国有数のネットワーク化された地下街があり、強靱で、災害に強いまちづくりが求められています。
- 災害やテロ等の緊急事態に対する危機管理即応態勢の構築が必要です。

課題解決の方向性

- 区民をはじめ、事業者や来街者を含めた地域の助け合い、支え合いによる「協助」の構築に取り組めます。
- 大丸有の地下街等において、地域の協助による避難確保計画や浸水防止計画の策定を進めます。
- 想定される有事に対して、医療救護に必要な資機材等の計画的な整備など事前の備えと、発災時の危機管理即応態勢の整備に取り組めます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・防災意識が高く、災害時要援護者を含めた地域の協働態勢が構築できている。
- ・地域の連携と協力により災害時における都市の安全性が高い地区が実現できている。
- ・災害時の救護態勢の強化など、適切に対処できる危機管理意識の高い態勢が構築できている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
防災・減災対策の推進	地域の連携・協働活動を推進し、地域の防災力を向上させ、災害時要援護者や帰宅困難者への対応等において災害時に互いに助け合える協力態勢の構築と減災に取り組みます。また、台風など予測可能な災害においては、タイムライン（事前行動計画）を活用した情報発信を行っていきます。
災害に強いまちづくり	頻発する都市型水害への備えとして地下街等の浸水対策に対し先導的支援に取り組みます。
災害時の医療態勢の整備	医療機関等の事業継続計画策定を支援するとともに、医療救護所の開設訓練を計画的に実施し、医療救護の態勢を構築します。また、医薬品供給態勢の確立を進めます。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
平常時から地域との連携協力ができている企業の割合	48% (平成 22 年度)	55%	60%	区調査 (所管部署による実態調査)
地下街等の避難訓練等の実施率	調査中			区調査 (所管部署による実態調査)

6 建物の耐震化を促進します

地震による建築物の倒壊等の被害から、区民の生命・財産を保護するとともに、避難経路等の閉塞を防ぐため、建物の耐震化を促進します。

現状と課題

- 区内には、旧耐震基準※の建物も多く見られることから、これらの建物の耐震化を促進する必要があります。
※旧耐震基準とは、昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法の改正前の耐震基準です。
- 建物の倒壊により、道路がふさがれ、避難活動や救援物資等の輸送が遅れる恐れがあります。
- マンション等の住宅や事務所・店舗等の損傷により、これまでの生活の基盤や大事な資産を失う恐れがあるほか、生命が脅かされる恐れがあります。

課題解決の方向性

- 避難経路や救援物資の運搬経路をふさがないように、緊急輸送道路※沿道の建物の耐震化に重点を置きます。
※緊急輸送道路とは、地震発生時に避難経路や物資運搬経路を確保するために、建築物の倒壊から閉塞を防ぐべき道路をいいます。
- マンション等の耐震診断や耐震改修、建替えを支援します。
- 事務所、店舗などの耐震診断を支援します。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・緊急輸送道路沿道の建物の耐震化が進み、地震発生時の避難経路等が確保されている。
- ・住宅や事務所等の耐震化が進み、地域の防災力が向上している。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
耐震化の啓発	広報紙やホームページ、説明会等により耐震化の促進に関する情報を発信します。
建築物の所有者に対する指導・助言	旧耐震基準による建築物所有者について、東京都と連携しながら法に基づき耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。
耐震改修等に対する支援・助成	マンションや木造住宅等に対し耐震診断、耐震改修等に要する費用の一部について助成していきます。特に緊急輸送道路沿道については重点的に支援を図ります。
建築物の建替え・共同化の促進	建替えや共同化等により多数の建築物が更新することに対して耐震化と捉え、面的な耐震性向上に対して寄与するまちづくりを推進します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
耐震基準 ^{※1} を満たしている住宅の割合	88% (平成 25 年度)	94% ^{※2}	100%	区調査 (所管部署による実態調査)
耐震基準を満たしている「多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物」の割合	86% (平成 25 年度)	94% ^{※2}	100%	区調査 (所管部署による実態調査)
耐震基準を満たしている区所有公共建築物の割合	96% (平成 25 年度)	100%	—	区調査 (所管部署による実態調査)

※1：耐震基準とは新耐震基準または新耐震基準と同等の基準

※2：耐震改修促進法に基づく基本方針において平成 32 年度目標値等から割出した数値

7 身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします

区内に残された自然環境を次世代に引き継ぐとともに、身近な緑や水辺空間を創出します。

現状と課題

- ・区内には、多種多様な生物が存在しており、これらの大切さを学び、保全していくことが求められています。
- ・身近な緑を保全するとともに、増やしていくことが求められています。
- ・濠の水質改善や河川の活用など、水辺に親しめる環境整備が求められています。

課題解決の方向性

- ・多くの人々が生物多様性に対する理解と関心をもてるよう、自然とふれあう機会を提供していきます。
- ・大規模開発に伴う民有地の緑化推進などにより、身近な緑を増やしていくとともに、地域と協働しながら、身近な緑を守り育てていきます。
- ・国や都、民間事業者と連携・協力しながら、水辺に親しめる環境整備を進めます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・暮らしの中で、水や緑、生物について考えたり、意識したりできるようになっている。
- ・地域と連携・協働しながら緑地の保全や創出が進んでいる。
- ・濠の水質が改善されるとともに、河川の活用が進み、うるおいのある水辺空間が創出されている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
生物多様性プランの推進	多種多様な生物の存在を学び、保全し、次世代に引き継ぐために、事業者など様々な団体と連携した普及啓発を実施し、生物多様性を意識して、主体的に行動できる仕組みづくりに取り組みます。
地域と協働した身近な緑の保全	町会、ボランティア、商店会や企業を中心とした地域団体等と区が協定を結び、道路の緑化や清掃、公園の花壇管理等を推進します。また、千代田区緑化指導要綱に基づき、すべての公共施設と敷地面積 250 m ² 以上の民間施設の建設に伴う緑化を推進します。
身近な水辺空間の創出	九段下から千鳥ヶ淵緑道にいたる濠に沿った回遊性の向上とともに、万世橋エリアなど、川沿いのエリアの機能更新にあわせた身近な水辺空間の創出を誘導・支援していきます。また、水環境の把握と濠の水質改善を進めます。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
区民参加型モニタリング調査参加者数	500 人 (平成 26 年度 想定)	1,000 人	1,500 人	区調査 (事業実績)
緑被面積	2,450 千 m ² (平成 22 年度)	2,550 千 m ²	2,600 千 m ²	区調査 (所管部署による実態調査)
水質検査で環境基準値適合(COD)を満たす濠の数※	0 濠 (平成 25 年度)	4 濠	7 濠	区調査 (事業実績)

※CODとは、水中に汚れ等の物質がどれくらい含まれているかを表す水質汚濁の指標です。区では、7 濠を対象に年間 28 回の検査を行い、その都度基準値の適否を調べています。

8 地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます

地域の個性や特性を踏まえ、千代田区らしい風格、気品、情緒などが感じられる景観を守り育てていきます。

現状と課題

- ・美しい街並み形成など、良好な景観への関心が高まっています。
- ・建物の建替えが進む中、個々の敷地内の建築デザイン等が重視され、周辺の街並みとの一体感がつくられにくい状況があります。
- ・象徴的な建造物や個性的な界隈などの地域特性を活かした、良好な景観形成が求められています。

課題解決の方向性

- ・景観まちづくりに関する事前協議や調整を進め、良好な街並みへの誘導を図ります。
- ・住民の自主的な景観ルールづくりや地区計画制度などの活用により、地域で守り育てたい景観の保全・創出を支援します。
- ・歴史的に形成された特色ある界隈や街並みの維持・発展を誘導します。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・景観まちづくり計画等により、地域ごとの特性を活かした良好な景観が形成されている。
- ・地域特性を活かした景観を形成する地区計画や景観ルールなどが定められている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
景観まちづくり計画の策定	景観まちづくり計画を策定し、地域ごとの景観形成基準や方針を定めます。
景観まちづくり重要物件の保全・活用	景観まちづくり上重要であり、広く人々に親しまれている建築物や工作物等を「景観まちづくり重要物件」に指定し、保全・活用を支援します。
地区計画制度等の活用【再掲】	地域が主体となり、各地区の特性に応じたまちづくりのルール（建築物の用途や容積率、壁面の位置の制限、敷地の緑化率の制限など）を定めることで、景観を含めた総合的なまちづくりを推進します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
区内対象面積※に占める地区計画適用地区の割合（再掲）	63% (平成 25 年度)	68%	73%	区調査 (所管部署による実態調査)

※区内対象面積＝皇居・北の丸公園等を除く区の面積（約 800 ヘクタール）

9 千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます

区民とともに区の魅力を高めることにより、区民が誇りを持ち、多くの人々が訪れる、賑わいのあるまちにしていきます。

現状と課題

- ・千代田区は、江戸開府以来、日本の政治・経済・文化の中心地として発展しており、多種多様な魅力ある資源に満ち溢れた地域です。しかし、そうした資源が十分に整理された上で活用されておらず、区民等が区民の誇りや区の魅力を自覚し発信することが難しい側面があります。
- ・農商工連携や防災、環境、商工観光、姉妹都市交流などの分野で、NPOなど民間主導や自治体間連携により、地方との連携が展開されています。
- ・江戸時代からの史跡とアニメなどのポップカルチャー、再開発等による新たなスポットなど、多様な観光資源・文化資源が混在・集積していますが、効果的な情報発信が不十分です。
- ・皇居や秋葉原など特定地域に観光客が集中しています。

課題解決の方向性

- ・区民とともに、区民が誇る区の魅力を発掘、創造、磨き上げ、広く発信するよう取り組みます。
- ・地方の情報提供の場を充実し、相互連携によって区内地域の活力を高めます。
- ・区内観光案内所と連携し、区の魅力を効果的に発信する仕組みを強化します。
- ・区内各地域の観光資源、文化資源を効果的に発信し、観光客の回遊性を高めます。
- ・観光の多様な連携を民間主導で機動的に進めていくため、区内の企業等が多く参画している千代田区観光協会を連携のための中核組織とします。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・区民が千代田区に誇りを持ち、実感できるまちとなっている。
- ・地方から見て、千代田区が情報発信拠点として魅力を感じるまちとなっている。
- ・地域ごとに観光・文化資源が整理・活用され、回遊性が増し、観光地としてにぎわっている。
- ・千代田区観光協会が、観光の多様な連携の中核を担う組織となっている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
シティプロモーションの推進	千代田区の魅力を区民とともに、あらためて調査発掘し、創造し、磨き上げ、効果的な情報発信を展開していきます。
地方との連携	農商工連携など、NPOや商店街などが地方と連携する仕組みを支援します。
文化資源の見える化の展開【再掲】	標柱・説明板等の文化財標識類やガイドマップについて、デザインや表記に統一性を持たせるとともに、多言語表記や ICT 技術の活用により、分かりやすいものに更新していきます。
観光案内所との連携	JNTO 認定観光案内所との定期的な情報交換など連携を強化します。
水辺の活用	船着き場の設置を含む万世橋エリアの整備【「5 施設整備計画・スケジュール（案）」参照】を契機に、神田川・日本橋川の舟運事業の拡充などを支援します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
千代田区への定住意向の割合	86% (平成 25 年度)	88%	90%	区調査 (世論調査)
外国人観光案内所利用者数	49,642 人 (平成 25 年度)	110,000 人	160,000 人	区調査 (所管部署による実態調査)
フードバレーネットワークの推進（地方と連携したマルシェ・出店等の区が関与した事業数）	14 事業 (平成 25 年度)	15 事業	16 事業	区調査 (事業実績)

10 中小企業や商工業の活性化を支援します

中小企業の経営安定化への支援や、起業支援を行うとともに、商工業の活性化に向けた自主的な取り組みを支援します。

現状と課題

- ・ 少子高齢化、国際化、情報化に伴い、中小企業を取り巻く環境も変化しており、需要開拓や、起業、事業承継の促進が課題となっています。
- ・ 中小ビルの空室が目立っています。
- ・ 商工関係団体の会員数の減少や、担い手の高齢化などにより、今後の活動が困難となるおそれがあります。
- ・ 国・都や関係団体の中小企業支援策が数多く展開されていますが、わかりにくく活用されにくい状況があります。

課題解決の方向性

- ・ 中小企業の経営安定化や業態転換、起業などに向け、社会情勢・金融経済情勢を注視しながら、効果的な商工融資制度を実施し、中小企業診断士による経営相談・診断との連携を図ります。また、区内での消費を促進する方策を検討します。
- ・ 中小ビル経営の実態を把握し、効果的な空室改善策を展開していきます。
- ・ 商工関係団体の集客力の強化や人材育成・組織力強化に向けた自主的な取り組みに対して支援します。
- ・ 国・都・関係団体の多様な中小企業支援策の総合的な窓口をめざします。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・起業しやすい街として活力に満ちあふれている。
- ・異業種交流や情報交換の場が充実し、中小企業が事業展開しやすい街となっている。
- ・商工関係団体等の自主的な取組みにより、街が来街者で賑わっている。
- ・区内中小企業の経営が安定し、産業が活性化している。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
起業支援の充実	ビジネス集積の魅力を活かし、多様な支援を行うことで、起業をめざす事業者を呼び込み、地域経済の活性化を図ります。
新たなビジネス展開等への支援	産業財産権の取得など新たなビジネス展開を支援します。また、国・都・関係団体の中小企業支援策の総合的な窓口をめざします。
商工関係団体への支援	活力あるまちを担う商工関係団体の活性化を図り、集客力や組織強化に向けた自主的な取り組みを支援します。
中小ビルの活性化	中小ビルの経営相談、融資あっせんなど、中小ビル活性化に向けた支援策を展開します。
商工融資・経営相談	区内中小企業者が低利で融資を受けられるよう、指定金融機関へあっせんし、利子の補給や信用保証料の補助を行います。あわせて融資効果の向上をめざし、中小企業診断士による経営相談・診断を行います。
区内消費の促進	区民の消費生活を支援するとともに、区内での消費を促す経済対策として、新たな支援策を検討します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
区内中小企業の小売業・卸業 の年間商品販売額 (平成 23 年 1 年間の 100 とする)	100 (平成 23 年 1 年間)	107	113	外部機関調査 (総務省の経済センサス)

11 消費生活にかかる相談、支援を充実します

消費生活情報の効果的提供、被害の未然防止、拡大防止及び解決に向けた相談、支援に取り組みます。

現状と課題

- ・悪質商法や架空・不当請求、振り込め詐欺など、手口が巧妙化しまた日々変化するなど、消費者トラブルが多様化・複雑化しています。
- ・消費者への適切な助言や、関係機関への取次ぎ、事業者との交渉などが求められています。
- ・消費生活情報の充実と早期の効果的な提供が求められています。

課題解決の方向性

- ・消費生活センターの専門相談員による相談・あっせんを充実します。
- ・消費者安全法の改正に対応し、警察などの関係機関や福祉部門等との連携を図り、地域の消費者の安全・安心を確保するため、地域見守りネットワークを構築していきます。
- ・消費者被害の未然防止のため、正確な情報を発信・提供するとともに、消費者教育の推進を図っていきます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・区民をはじめ、区内で働き、学ぶ人たちが相談できる機能が充実し、複雑化する消費者問題の解決に向けて適切な支援が行われている。
- ・十分な消費者教育や啓発、消費者被害の未然防止が効果的に行われている。
- ・地域の消費者の安全・安心を確保するための福祉等関係機関と連携した地域見守りネットワークが構築されている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
消費生活センターの機能充実	消費生活に関する様々な相談に対して、迅速かつ適切に対応するため、最新の動向を把握し、関連の専門知識を体得するなど消費生活相談員のスキルアップを図り、国や都、関係機関との緊密な連携のもと、センター機能を充実し、消費者問題の解決を図ります。
消費生活に関する普及啓発事業	区民一人ひとりが自ら考え行動できる消費者市民社会実現のため、地域や関係機関と協力して消費者教育を推進します。また、あらゆる機会を通じて情報を発信し、消費者被害の未然防止に努めます。
地域の消費者の安全・安心の確保	地域の消費者の安全・安心を確保するため、警察、医療機関などの関係機関や福祉部門等と連携し、地域見守りネットワークを構築するなど、消費者被害の未然防止・消費者問題の解決に努めます。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
区民が消費生活センターを知っている割合（認知度）	22% (平成 24 年度)	35%	50%	区調査 (世論調査)

12 地球に優しい環境づくりを進めます

かけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため、政治・経済の中心地である千代田区の地域特性を踏まえ、事業継続（BCP）の観点を含めた温暖化対策に取り組みます。

現状と課題

- ・エネルギーの大消費地であり、区内にエネルギー源を持たない千代田区は、CO₂排出量の削減が求められています。
- ・日本の政治・経済の中心地である千代田区は、災害時等にも対応できる強靱なエネルギーシステムを備える必要があります。
- ・都心部の気温が郊外と比較して高くなるヒートアイランド現象が問題になっています。

課題解決の方向性

- ・区民や事業者の環境配慮意識を高め、建物の省エネルギー化を推進するとともに、区が率先して区有施設の省エネルギー化に取り組み、大幅なCO₂排出量の削減をめざします。
- ・自立分散型電源の確保など、エネルギーの地産地消に取り組みます。
- ・ビル排熱の抑制や保水性舗装、緑化の推進等、ヒートアイランド現象の緩和に取り組みます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- CO₂排出量が、1990 年対比で▲30%となっている。
- 災害等にも際しても強靱なエネルギーシステムが整備されている。
- ヒートアイランド現象の緩和が図られている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
消費するエネルギーを減らす	CO ₂ 排出量を削減するため、その活動拠点となる（仮称）エコ・センターを整備するとともに、省エネ活動の実践や省エネルギー機器を活用することで、エネルギーを効率よく利用して、区内で消費されるエネルギーを減らします。【「5 施設整備計画・スケジュール（案）」参照】
様々なエネルギーシステムを備える	災害時でも使用可能な独立したエネルギーの確保や、一定程度の経済活動が可能なエネルギー源の確保など、災害に強い様々なエネルギーシステムを備えます。
ヒートアイランド対策の推進	建築物環境計画書制度による建物のヒートアイランド対策の推進や道路の改修整備等にあわせた保水性舗装や遮熱性舗装の推進、緑化計画書による緑化の推進に取り組みます。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 （調査年度）	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
CO ₂ 排出量（エネルギー消費量）	235 万 t （平成 24 年度）	199 万 t	187 万 t	区調査 （所管部署による実態調査）
エネルギーシステムの自立度	調査中			外部機関調査
東京の熱帯夜の日数	39 日 （平成 25 年度）	33 日	33 日	外部機関調査 （気象庁発表）

13 資源循環型都市をめざします

リデュース・リユース・リサイクル（3R）を促進し、区民・事業者・行政の緊密な連携のもと、資源循環型都市千代田のさらなる構築に取り組みます。

現状と課題

- ・清掃工場のない千代田区は、ごみの減量を一層進めていくことが求められています。
- ・区内から排出される約 80%は大規模建築物の事業系ごみであり、排出者責任の観点から、より一層のごみの減量が求められています。
- ・限りある資源を有効に活用していくために、ごみの分別を徹底し、資源の有効活用を推進していくことが求められています。

課題解決の方向性

- ・官公庁やオフィス、学校などが集中している本区の特性を踏まえ、排出形態に応じたごみの発生抑制を図ります。
- ・事業者から出されるごみに対し、適切に排出するよう指導を行っていきます。
- ・ごみのリサイクルを促進し、資源回収を推進します。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・区内から発生する資源化されないごみ量が減量されている。
- ・事業者自らがごみの減量に取り組んでいる。
- ・リサイクル型の生活形態が定着している。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
ごみの減量	区民や大規模事業所、中小事業者等のそれぞれのごみの排出形態に応じた廃棄物の減量施策を推進します。
排出指導	事業系ごみの排出量の減少をめざし、資源化率の向上に取り組めます。
資源回収事業	現状の資源回収品目への取り組みを徹底するとともに、（仮称）エコ・センター内にリサイクルの拠点機能を設け、不燃ごみ等の資源化向上とより一層のリサイクルを推進します。【「5 施設整備計画・スケジュール（案）」参照】

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 （調査年度）	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
区民 1 人 1 日当たりの排出量	600g （平成 25 年度）	550g	500g	区調査 （所管部署による 実態調査）
大規模建築物から排出されるごみの資源化率	60% （平成 25 年度）	72%	73%※	区調査 （所管部署による 実態調査）
家庭や小規模事業所から排出されるごみの資源化率	22% （平成 25 年度）	32%	33%※	区調査 （所管部署による 実態調査）

※第 3 次一般廃棄物処理基本計画に基づく平成 32 年度の目標値

14 感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します

区民等の生命と健康を守るために、感染症や食中毒等を予防するとともに、健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備します。

現状と課題

- ・世界規模でヒトやモノが移動するようになり、新型インフルエンザ・デング熱等の感染症や食中毒による健康危機が多様化・複雑化してきました。当区においては、区民に加え来街者300万人も視野に入れ、国、東京都、隣接自治体、消防、医療機関等と協力・連携し、予防や拡大防止の対策を行う必要があります。
- ・ノロウイルスによる感染症や食中毒が多発しています。予防のためには、区民や関係事業者への正しい知識の普及・啓発や監視指導の充実を図る必要があります。
- ・感染症の発生及び罹患による重症化を予防するため、近年、予防接種の種類が充実してきた一方、接種スケジュールが複雑になってきています。

課題解決の方向性

- ・健康危機の発生に備え、平時から、関係機関との連携体制を強化するとともに、各種マニュアルの点検・拡充を行います。
- ・感染症や食中毒予防に関する正しい知識の普及・啓発を図り、健康危機発生時には、区民や関係事業者自らが適切な行動ができるよう、効果的に情報を発信します。
- ・感染症予防に効果的な予防接種は今後も積極的に助成を推進するとともに、予防接種を適切な時期に安全に接種できるよう、対象者や医療機関に対し、接種に必要な情報を迅速かつ適切に提供します。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・健康危機の発生に備え、区民、昼間区民、来街者を守る体制が整備されている。
- ・区民や関係事業者が、感染症や食中毒等の正しい知識を理解し、積極的に予防に取り組んでいる。
- ・区民が適切に予防接種を受けることで、地域での感染症の発生や流行が抑えられる。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
関係機関との協力・連携の強化	健康危機発生時に備え、健康危機管理会議を開催し、関係行政機関や公共団体と協力・連携を強化します。また、健康危機管理のシミュレーション訓練を実施します。
生活衛生関係施設への監視指導	飲食店、旅館・ホテル、公衆浴場などの生活衛生関係施設における安全と衛生の確保を図ることにより、区民生活の安心を支えます。
感染症や食中毒予防の普及啓発	ホームページや講習会などを通じ、正しい知識の普及・啓発を図ります。更に、健康危機が発生した場合は、迅速かつ正確な情報を発信します。
予防接種の推進	効果的なワクチンについては独自の助成を推進します。また、予防接種に関する最新の情報を区民や医療機関に提供するとともに、区民自ら接種スケジュールを管理できるような環境を整備します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
定期予防接種（A 類疾病※）の接種率	93% (平成 25 年度)	95%	95%	区調査 (事業実績)
帰宅後に「手洗い」をする人の割合	調査中			区調査 (世論調査)
食中毒の発生件数	8件 〔平成 21～25 年度の平均〕	6件	4件	区調査 (事業実績)

※A 類疾病とは、疾患の発生及び集団でのまん延を予防するため、予防接種法により、予防接種の対象者に接種を受ける努力義務が課されているもの（BCG、ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風等）

15 一人ひとりの健康づくりを支援します

区民がいきいきと健康で生活し続けられるよう、心身の健康づくりを支援します。

現状と課題

- 区民の死亡原因の約 5 割は、がんや心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病によるものです。
- 食事や運動、歯と口のケア、飲酒、喫煙などの生活習慣が密接に生活習慣病と関連していますが、それを理解し、自主的に生活習慣を改善することが難しいことも少なくありません。
- 病気の早期発見のために健康診断が有効ですが、一層の利用が必要です。
- 心の健康に関する問題が近年多岐にわたり、うつ病や自殺などに対して対応が求められています。

課題解決の方向性

- 生活習慣病予防のための自主的な行動に結びつくように、健康的な食習慣や適度な運動、歯と口のケアについての周知の方策を工夫します。
- 診療情報と健康診断の情報を分析し、効果的な健診の勧奨や保健指導を行います。
- うつ病など心の健康の問題について気軽に相談できる体制を整え、周知を図ります。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・ より多くの区民が自身の健康に関心を持ち、健康的な食事や適度な運動等、生活習慣の改善に主体的に取り組んでいる。
- ・ むし歯や歯周病が減り、区民が健全な口腔機能を維持している。
- ・ 健康診断の受診者が増え、病気の早期発見、早期治療ができています。
- ・ 心の問題を気軽に相談できる窓口を知っている区民が増加する。

写真(事業の様子など)の
挿入(予定)

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
生活習慣病予防の啓発	各種相談、講座、広報等に加え、ソーシャルメディア等を活用し、これまで情報の届きにくかった区民への啓発を工夫します。
歯と口腔の健康増進	普及啓発や歯と口の健診、口腔ケアなど、すべての年代における歯と口の健康増進の取組みを推進します。
データに基づく効果的な健診等の推進	健康診断と保険診療のデータを突合・分析し、その結果をもとに、個別の状況に応じた健診の勧奨や、治療中断者への保健指導など、より効果的効率的な対策を推進します。
心に悩みを抱える方へのセーフティネット整備	保健所、医療機関、障害者福祉センターのほか、生活や経済的な問題の相談窓口とのネットワークを構築するとともに、適切な相談機関に案内するためのゲートキーパーを養成します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
65 歳健康寿命	男性 81.1 歳 女性 82.5 歳 (平成 24 年度)	男性 81.6 歳 女性 83 歳	男性 82.1 歳 女性 83.5 歳	外部機関調査 (出典：都内各区市町村の 65 歳健康寿命、東京都福祉 保健局)
80 歳で 20 本以上の歯 を有する区民の割合	59% (平成 25 年度)	62%以上	65%以上	区調査 (事業実績)
メタボリックシンドローム の該当者率	14% (平成 25 年度)	10%以下	8.5%以下	区調査 (事業実績)
悩みやストレスを相談する 相手がいる人の割合	調査中			区調査 (世論調査)

16 安心して医療が受けられる仕組みづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます

区民が安心して地域で生活できるよう、状況に応じて医療機関や在宅で適切な医療が受けられる仕組みを強化するとともに、医療と介護の連携推進に取り組みます。

現状と課題

- ・医療機関の機能分担が求められている中、地域において適切に受診できる医療体制の強化と、区民が安心して医療を受ける仕組みの拡充が求められています。
- ・高齢者人口の増加に伴い、在宅で療養する高齢者も増加することが予想されます。
- ・高齢者の在宅療養生活を支えるためには、医療と介護サービスが適切に提供される必要があります。

課題解決の方向性

- ・区民が「かかりつけ医」を持つことを推進し、「かかりつけ医」と病院などが連携する仕組みを強化します。
- ・在宅療養者個々の状況に応じて、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等多職種による在宅医療と介護サービスが連携して適切に提供されるよう、相談体制の充実と仕組みづくりを進めます。
- ・医療に関する情報発信を積極的に進めるとともに、診療所や薬局の医療安全対策の充実を図ります。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・区民が、地域の「かかりつけ医」を持ち、「かかりつけ医」と病院が有効に連携している。
- ・多職種による在宅医療と介護のサービスが連携して、必要な方に適切に提供されている。
- ・医療に関する必要な情報が積極的に発信されている。
- ・診療所や薬局の医療安全対策が充実し、区民が安心して医療を受けられる。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
「かかりつけ医」の普及と医療機関連携の推進	区民が地域の「かかりつけ医」を持つよう啓発をすすめるとともに、地域の医療機関の状況を把握し、「かかりつけ医」と病院との医療連携を進めます。
多職種協働による在宅医療と介護の連携推進	多職種が連携して在宅医療と介護サービスを提供する仕組みを強化していきます。また、多職種の連携を推進するための研修を実施します。
相談体制の充実	平成 27 年度開設予定の（仮称）高齢者総合サポートセンターを中心に、高齢者の相談体制を充実させ、必要な方に適切に医療や介護のサービスが提供できるようにします。【「5 施設整備計画・スケジュール（案）」参照】
医療に関する情報発信の推進	「患者の声相談窓口」の相談内容を踏まえて、区民に必要とされる医療情報を積極的に発信します。
地域の医療安全対策の充実	診療所や薬局に対し効果的に検査指導を行い、医療安全対策の充実を図ります。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
65 歳以上の区民が診療所の「かかりつけ医」を持っている割合	調査中			区調査 (世論調査)
訪問診療を実施している医療機関の数	7 か所 (平成 25 年度)	10 か所	15 か所	区調査 (所管部署による実態調査)
在宅で看取られて亡くなった人の割合	23% (平成 25 年度)	25%	28%	区調査 (所管部署による実態調査)

17 高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します

地域包括ケアシステムを構築・推進し、高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに努めます。

現状と課題

- ・区内に居住する65歳以上の高齢者（約1万人）のうち、約7割の方がひとり暮らし、または、高齢者だけの世帯です。そのうち半数以上が75歳以上であり、約3割の方が、要介護（支援）の認定を受けています。
- ・区の人口が増加しても地域コミュニティの希薄化が進み地域を支える人材は増加しません。高齢者が、介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるようにするために、見守りネットワーク等を強化する必要があります。

課題解決の方向性

- ・平成27年度開設予定の（仮称）高齢者総合サポートセンターにおいて、24時間365日、高齢者からの相談にワンストップで対応できる体制をさらに充実・強化します。
- ・高齢者が自立した生活を継続できるよう、介護予防事業の普及・促進を図ります。
- ・地域全体で高齢者を見守るネットワークづくりを進め、介護が必要になっても安心して在宅生活ができる地域づくりを進めます。
- ・在宅生活が困難な高齢者にも対応できるよう、必要な施設整備を進めます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・在宅医療と介護のサービスが連携して、必要な方に適切に提供され、要介護高齢者も、地域で安心して暮らし続けられるようになっている。
- ・地域全体で高齢者を見守るネットワークが整備されている。
- ・在宅生活を支える施設や在宅生活が困難な場合の入所施設が増えている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
介護予防の推進	介護予防事業への参加を促進し、地域の様々なサービスも組み合わせることで活用することにより、高齢者が自立した生活を続けられるようにしていきます。
相談体制の充実	平成 27 年度開設予定の（仮称）高齢者総合サポートセンターを中心に、高齢者の相談体制を充実させ、必要な方に適切に医療や介護のサービスが提供できるようにします。【「5 施設整備計画・スケジュール（案）」参照】
高齢者見守り運動の推進	地域住民や関係機関が連携した「千代田安心生活見守り隊運動」を推進し、見守りのネットワークを強化するとともに、様々な事業を通じて、地域での高齢者の見守り支援の推進を図ります。
介護施設等の基盤整備	区有地活用や民間活用により、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、ショートステイなど介護保険施設の基盤整備を進めます。【「5 施設整備計画・スケジュール（案）」参照】

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 （調査年度）	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
地域介護予防活動支援事業（介護保険サポーター、いきいきリーダー）の参加者	150 人 （平成 25 年度）	180 人	200 人	区調査 （事業実績）
要介護認定者のうち安心生活見守り台帳登録者率	52% （平成 25 年度）	60%	70%	区調査 （事業実績）
居宅サービス利用率	72% （平成 25 年度）	76%	82%	区調査 （事業実績）

18 認知症高齢者を地域で見守り、支える仕組みを強化します

認知症の早期発見と治療に努め、生涯できる限り地域で尊厳をもって生活できるような地域づくりを進めます。

現状と課題

- ・高齢化が進行するとともに、認知症高齢者も増加しています。
- ・認知症は、その症状から介護者の負担も大きく、重くなると自宅で生活することが難しくなり、病院や施設を利用する方が多い状況にあります。
- ・認知症は早期発見と治療により、症状の改善が期待できるため、症状が目立ってくる前に発見することが大切です。

課題解決の方向性

- ・認知症の初期から治療が受けられるよう、早期発見と医療につなげる仕組みを強化します。
- ・認知症の程度に応じた適切な対応ができるよう、認知症に対する地域の理解を深めます。
- ・地域での生活を支えるための在宅サービスの充実を図るとともに、関係団体や地域住民による見守り体制を強化します。
- ・在宅生活が困難な認知症高齢者にも対応できるよう、必要な施設整備を進めます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・認知症の早期発見ができ、治療が受けられる。
- ・認知症に対する地域の理解と見守り体制が深まり、認知症が重くなっても地域で生活することができる。
- ・認知症高齢者を介護する人の負担が重くならないよう、在宅と施設のサービスが受けられる。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
ハイリスク高齢者への家庭訪問	潜在する認知症患者を早期に発見できるよう、ハイリスク高齢者宅への家庭訪問などを実施します。
認知症相談と支援サービスの充実	認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、支援サービスを充実するとともに、認知症コーディネーターが相談に対応していきます。
認知症サポーターの養成	認知症サポーターの養成を行い、認知症への理解を持つ人を増やしていきます。
認知症ケアパス※の活用	認知症対応に関する区や地域の支援体制を充実させ、地域で見守る体制を強化していきます。
認知症対応施設の整備	認知症グループホームなどの、施設サービスの確保に努めます。 【「5 施設整備計画・スケジュール（案）」参照】

※認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたもの。認知症施策 5 か年計画(オレンジプラン)の中で、区が策定して介護保険事業計画に反映するよう示されている。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
認知症サポーターの養成延人数	3,965 人 (平成 25 年度)	7,000 人	10,000 人	区調査 (事業実績)
認知症コーディネーターによる対応件数	102 件 (平成 25 年度)	130 件	150 件	区調査 (事業実績)
認知症グループホームの定員数	36 名 (平成 25 年度)	63 名	90 名	区調査 (事業実績)

19 高齢者が、地域で生きがいを持ち、活動的に生活できるよう支援します

高齢者が社会参加をする多様な機会の創出を支援し、生きがいを持って生活できる社会をめざします。

現状と課題

- ・「高齢者」には支えが必要であるとする固定的な考え方や社会の在り様が見直され始め、高齢社会・長寿社会に相応しい社会システムの構築が求められています。
- ・区の前期高齢者の要介護認定率は4%にとどまり、元気な高齢者が多数存在します。
- ・高齢期を迎えた団塊の世代は、豊富な知識や経験・技術を持っています。
- ・地域活動や社会貢献活動で、高齢者の活躍が期待されています。
- ・区が高齢者を対象に行った調査の結果では、ボランティア活動などの「社会参加」を行っている人の割合が低い状況にあります。

課題解決の方向性

- ・意欲と能力があれば、年齢に関わりなく活躍し続けられる機会の創出を支援します。
- ・現役を引退しても、まだまだ元気な高齢者の活躍場所を地域の中で確保します。
- ・元気な高齢者が、地域活動や社会貢献活動に参加する側の人材となり、地域を支える役割や自己実現を果たすことにより、生きがいづくり・健康保持を促進します。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・高齢者が様々な活躍の場で自己実現を図り、生きがいのある生活を送っている。
- ・多くの高齢者が、地域の中で「支える側」としての役割を担っている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
高齢者の活動の場や情報の提供	社会参加や社会貢献活動を行いたいという気持ちがあっても、何をしたら良いのか、何から始めたら良いのか分からないといった人に対して、広く情報提供や参加の機会を提供します。
ボランティア活動への参画の促進	現行の「介護保険サポーター・ポイント制度」を多角的に見直し、高齢者の社会参加や社会貢献活動を奨励し、地域の中で生きがいを持ち意欲的に活動できるような制度に再構築します。
多世代交流の場の提供	高齢者が培ってきた人生経験や多くの知恵を次世代に継承していくことや、多様な価値観を持った世代間の理解を促進するための場を提供します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
収入のある仕事をしている前期高齢者(65 歳～74 歳)の割合	調査中			区調査 (世論調査)
ボランティア活動に参加している前期高齢者(65 歳～74 歳)の割合	調査中			区調査 (世論調査)

20 障害があっても暮らしやすい地域をめざします

誰にも優しい社会に向け、障害者が日常生活で必要とするサービス・支援の充実を図ります。

現状と課題

- ・ 障害等により日常生活や社会参加が制限される状態が見受けられます。
- ・ 対象疾患が拡大する難病患者への福祉サービスの提供が求められています。
- ・ グループホームなどの親無き後の支援が求められています。
- ・ 障害児の夏休みなどの長期休暇における、日中活動施設及び短期入所施設の整備とその移動支援が求められています。

課題解決の方向性

- ・ 共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重して、その意思決定に応じた障害福祉サービス基盤を整備していきます。
- ・ 障害福祉サービス等利用計画に基づき、総合的視野に立った相談やサービスを提供していきます。
- ・ 障害児の年齢に応じて支援するためのサービス施設を誘導していきます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・地域において、障害者の障害の種類や程度に関わらず、自立した日常生活を過ごせるための配慮がなされている。
- ・障害者福祉センターが、障害のある方にとって気軽に相談できる、地域の拠点施設となっている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
障害福祉サービスの推進	障害の種類や程度だけではなく、日中活動や介護及び居住等の状況に応じて、サービス給付を行います。
地域移行支援の推進	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設の利用者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
差別解消の指針の公表	障害者差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、事業者に対して差別解消となる合理的配慮の具体例を示し誘導していきます。
障害児の通所等支援の推進	児童発達支援、放課後デイサービスなどの障害児支援を行います。
障害者福祉センターの運営	障害者の自立支援、社会参加、心身機能の維持向上を図るため、身体・知的・精神の 3 障害に対応し、充実したデイサービス、ショートステイ、グループホーム等の事業を行います。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 （調査年度）	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
障害福祉サービスの延利用者数	2,379 人 （平成 25 年度）	2,600 人	3,000 人	区調査 （事業実績）
障害者福祉センター施設利用者数	10,461 人 （平成 25 年度）	12,000 人	13,800 人	区調査 （事業実績）

21 障害者の就労を支援します

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう就労支援を充実します。

現状と課題

- 一定規模以上の企業には一定比率の障害者雇用が義務付けられていることから、障害者求人が増加し、一般就労する障害者が増えています。
- 障害の程度や種類によっては、働く意欲がある障害者が就労の場を見つけるには支援や働く場の確保が求められています。
- 障害福祉サービス事業所で就労している障害者には、自立した生活に向けた一般就労など社会参加の機会確保が求められています。

課題解決の方向性

- 一般就労を希望している障害者には、障害特性に応じた質の高い就労支援を行うとともに、就職後の定着支援を行います。
- 障害者を雇用する事業所を開拓し、働きやすい職場環境の整備を支援します。
- 一般就労が難しい障害者には、障害福祉サービスの利用による社会参加を支援します。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・ 障害の有無に関わらず働きやすい職場環境が整い、就労する障害者数が増加している。
- ・ 障害者就労支援センターの実施する就労支援ネットワークが充実され、障害者の就労に繋がっている。
- ・ 障害者の社会参加に向けた障害福祉サービスが整っている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
障害者就労支援の推進	千代田区障害者就労支援センターが、障害者の就労を支援する様々な機関や特別支援学校と連携し、働く意欲のある障害者の就労と生活を支援します。
雇用促進援助事業	法定雇用率の対象とならない事業所が、障害者を雇用したときや障害者を雇用するために環境を整えるときに助成金を支給して、障害者の就労を促進します。
障害福祉サービスによる支援	区役所本庁舎にあるジョブ・サポート・プラザ ちよだ内での就労移行支援、就労継続支援サービスをはじめとした障害福祉サービスにより、障害者の自立と社会参加を支援します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
障害者就労支援センター登録者のうち就労している者	55 人 (平成 25 年度)	75 人	100 人	区調査 (事業実績)
障害者就労支援センター登録者の満足度	80% (平成 25 年度)	90%	95%	区調査 (所管部署による実態調査)

22 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます

保護者の就業形態等の多様化に応じた保育の形態が選べ、どの保育施設でも子どもたちがのびのび成長できるよう良好な環境ができるように推進します。

現状と課題

- ・子育て世代の転入増加などの社会情勢の変化により、今後、保育所・学童クラブの急激な需要の増加が見込まれ、待機児童が発生する可能性があります。
- ・待機児童ゼロに向け誘致を進めてきた私立認可保育園や認証保育所などと、区立保育園と同程度の保育の質を確保することが必要となっています。
- ・改築整備を進めている施設がある一方で、老朽化などにより大規模改修などが必要となる施設があります。

課題解決の方向性

- ・子ども・子育て支援事業計画を着実に推進し、待機児童ゼロの継続のため保育需要数の見込みを満たす保育所や学童クラブの誘致に取り組みます。
- ・区立保育園と同水準の保育サービスが、どの施設でも提供できる環境を整えます。
- ・児童施設の整備計画を策定し、区民の需要に沿った、計画的な建て替え、大規模改修を実施します。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- 多様な保育ニーズに対応した、保育施設を整備・供給することで、待機児童ゼロを継続している。
- 区立園と同水準の保育サービスを提供している。
- 児童施設の計画的な改築整備や大規模改修が進められ、子どもたちを育む環境が整っている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取り組み

取組項目	取組内容
待機児童ゼロ対策（保育園）	子ども・子育て支援事業計画に基づき、私立認可保育所や地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を誘致します。
待機児童ゼロ対策（学童クラブ）	子ども・子育て支援事業計画に基づき、私立学童クラブを誘致します。
民間事業者支援（保育園）	質が高く多様な保育サービスを実施するため、民間事業者に運営費、家賃、栄養士配置助成等をする他、区立施設の園庭や校庭、プール等を貸し出します。
民間事業者支援（学童クラブ）	質が高く多様な保育サービスを実施するため、民間事業者に開設経費の他、運営費、家賃助成等を行います。
児童施設の整備	麴町保育園や四番町保育園、四番町児童館、一番町児童館など老朽化した施設の改築や大規模改修を行い、保育需要への対応、乳幼児期から学齢期の子どもたちの良好な成育環境の整備を実施します。【「5 施設整備計画・スケジュール（案）」参照】

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 （調査年度）	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
待機児童数（保育園）	0 人 （平成 26 年度）	0 人	0 人	区調査 （所管部署による実態調査）
待機児童数（学童クラブ）	0 人 （平成 26 年度）	0 人	0 人	区調査 （所管部署による実態調査）

23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます

妊娠・出産から子育てまで継続した支援を行い、子育てに関する不安が少なく、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるまちづくりを目指します。

現状と課題

- ・核家族化の進行や近所づきあいが疎遠となり、相談相手がいないため保育に関する情報を得る機会が減少し、ひとりで子育てに悩む保護者が増えてきています。
- ・共働き世帯やひとり親世帯、転入したばかりで近所づきあいが希薄な世帯など、多様な子育て世帯の不安を軽減するため、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援が必要とされています。

課題解決の方向性

- ・保護者と行政をつなぐ地域支援者の活用を進め、気軽に相談できる子ども・子育てに関する総合相談機能を強化します。
- ・地域子育て支援者養成や親子プログラム、在宅サービスなど児童相談機能の充実により、子育ての不安軽減、児童虐待の早期発見・対応のための態勢強化を図ります。
- ・妊産婦の健康と子どもの健やかな発育を支援するとともに、児童虐待防止の視点も踏まえ、妊娠・出産・育児期まで、家庭訪問や健診等の切れ目のない母子保健サービスの充実を図ります。
- ・次世代育成の観点から、妊娠時から高校生相当年齢までの子育て世代への支援として、各種手当や医療費助成の適切な執行を図ります。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・子育て支援や児童相談の機能強化により、保護者が安心して育児ができ児童虐待が防止されている。
- ・妊娠・出産、子育ての切れ目のないサービスにより、子どもが心身共に健康に成長している。
- ・次世代育成に関する手当や助成制度により、育児の経済的負担が軽減されている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
子ども・子育てに関する総合相談	誰もが気軽に相談できる態勢を強化すると共に、人材の育成を進めます。
児童の虐待防止・早期発見	児童虐待の早期発見のための態勢を強化し、防止のためのプログラムを実施します。
妊娠・出産から育児まで切れ目のない母子保健サービス	ままばば学級、妊婦健康診査、乳児家庭訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健康診査などの母子保健サービスを充実し、乳幼児の健やかな成長と保護者の育児不安・ストレスの軽減を図ります。
子どもを支援するための給付	0 歳～中学生までが対象の「児童手当」と、妊娠時と高校生相当年齢への「次世代育成手当」の支給、及び、高校生相当年齢まで対象を拡大した医療費助成などを実施することにより、0 歳から高校生相当年齢までの子育てへ支援を行います。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
子育てが楽しいと思う保護者の割合	96% (平成 26 年度)	97%	98%	区調査 (所管部署による意識調査)
相談後に解決・改善した割合	71% (平成 25 年度)	80%	85%	区調査 (事業実績)
乳幼児全戸訪問の実施率	93% (平成 25 年度)	94%	95%	区調査 (事業実績)
乳幼児健診受診者の割合	86% (平成 25 年度)	88%	90%	区調査 (事業実績)

24 福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します

生活困窮者など困難な課題持つ方が、住み慣れた地域で自立した安定的な生活を送れるよう、効果的な支援を行います。

現状と課題

- ・住み慣れた地域で暮らし続けるために、一人ひとりのニーズに合わせたサービスの提供が求められています。
- ・高齢や障害、ひとり親等の対象別サービスでは対応しきれない、複合的で困難な課題を持つ方が増加しています。
- ・離職者やひとり親世帯など生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図る必要があります。

課題解決の方向性

- ・第三者評価やオンブズパーソン制度、社会福祉法人に対する指導監査等で福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、特色あるサービスや取組み等に関する情報提供も行い、利用者の多様なニーズに応えます。
- ・生活困窮者が生活保護に至らないためのセーフティネットとして、相談支援、居住確保支援、就労支援、家計相談支援、子どもたちの学習支援などを推進していきます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・ サービス利用者の尊厳と主体性が重んじられている。
- ・ 経済状況等に変化があっても孤立せず、社会とのつながりをもって暮らしている。
- ・ 次世代を担う子どもや若者が、将来に向けて公平なスタートを切り、夢を描ける社会となっている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
隙間のない相談支援体制の構築	困難な課題を抱える方の問題を個別に分析し、自立に向けたプランを作成し、関係機関とも連携をとりながら、生活全般にわたって当事者に寄り添った支援をします。
居住確保のための給付金の支給	離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に、有期で住宅確保給付金を支給しつつ就職活動を支援することにより、生活保護に至らないためのセーフティネットとします。
その他の支援事業	就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習援助などの事業についても、対象者の状況に効果的な事業を実施していきます。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
生活保護の被保護者数	641 人 (平成 25 年度)	603 人	574 人	区調査 (事業実績)
居住確保のための給付金受給者の就職率	45% (平成 25 年度)	60%	65%	区調査 (事業実績)

25 他者を思いやり、人との関係をよりよく築く力を共に育む教育を進めます

個に応じた指導の充実を図るとともに、多様な人間関係の中で、他者を思いやり、相手の立場に立って考えられる力を育むため、心の教育を充実します。

現状と課題

- ・ 少子化、核家族化、地域コミュニティの衰退、家族間の会話の減少、情報機器の普及によるネット社会の急速な進展等、子どもを取り巻く社会は急激な変化により、人と人との関わりは希薄になり、人を思いやる心や社会のルールを守る事が身に付かなくなっています。
- ・ いじめ問題に対して総合的な対策を講じているが、依然いじめはなくなっていない。
- ・ 特別な支援が必要な子どもへの支援を充実させるとともに、障害のある人へ十分配慮した、「共生」の理念を育む教育が求められています。

課題解決の方向性

- ・ 人とのかかわりをたくさん経験させ、相手の気持ちがわかり、思いやりの心や人に迷惑をかけない規範意識を醸成する心の教育を充実する。特に、いじめ問題に対しては、積極的に取り組み、「学校のきまりを守っている」「いじめはどんな理由があってもいけない」と思っている子どもの意識を高めます。
- ・ 障害の有無にかかわらず、「共生」の理念を有し、誰もが等しく成長できるよう、適切な支援体制や教育環境を整備し、個に応じたきめ細かな教育を推進する。

現状を示す

グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- 多様な人とかかわる経験や自然体験、社会体験等から学んだ事を生かし、思いやりの心や規範意識のある人材が育ちます。
- 特別な支援が必要な子どもに適切な支援体制が整備され、誰に対しても分け隔てなく、互いの立場を尊重した、共生の理念を持った人材が育ちます。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
心の教育の推進	家庭や地域と協働しながら、道徳教育を中心に捉え、子どもに他者を思いやる心や規範意識を育む心の教育を推進します。
多様な体験活動の充実	良好な人間関係を築くことができるよう、様々な人とかかわる社会体験を実施します。また、自然を大切にする心を育み自然と触れ合う体験を通じて個々の成長を図ります。
いじめ防止プロジェクト	区のいじめ防止のための基本方針を基に、スクール・カウンセラー、いじめ相談ホットラインによる相談等総合的な対策を講じ、子どもがいじめの無い学校生活をおくれるようにします。
個に応じた指導の充実	特別な支援を必要とする子どもに、個に応じた支援を行うことができるよう、支援員の配置や校内での通級指導を実施するとともに、特別な支援を必要とする子どもが他の子どもとの交流活動を実施し、「共生」の理念を育む特別支援教育の充実を図ります。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
「いじめは、どんな理由があってもいけない」と回答する子どもの割合	92% (平成 26 年度)	93%	95%	区調査 (所管部署による意識調査)
校内通級指導に対する保護者満足度（4 点満点）	3.4 点 (平成 25 年度)	3.5 点	3.6 点	区調査 (所管部署による意識調査)
学習・生活支援員配置に対する保護者満足度（4 点満点）	3.5 点 (平成 25 年度)	3.6 点	3.6 点	区調査 (所管部署による意識調査)

26 グローバル社会に活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます

社会の変革に対応するため、国際教育の一層の推進に努め、学力・体力の向上を図るとともに、各学校の実情を生かした特色ある教育の充実を図ります。

現状と課題

- 確かな学力の定着に向けて、区独自に配置した講師を活用した少人数学習など、きめ細かな指導の充実を図ってきました。子ども自身が目標を定め自己実現するため、課題に主体的に対応する力の育成が不可欠であり、0～18歳の成長を見通した連携教育を行う必要があります。
- 東京都の体力・運動能力調査結果によると、本区の子どもの体力は東京都の平均を下回り、毎年下がっている状況であり、体力の向上が求められています。
- 国際教育の推進にあたり、外国人講師を各校（園）へ派遣するとともに、中学生を対象に海外交流事業を実施しています。国際社会の進展に伴い、多様な国の人と円滑にコミュニケーションを図り、国内外で活躍する人材の育成が求められています。

課題解決の方向性

- 子どもの学力の達成状況を把握するとともに、きめ細かな指導を充実させ、言語、数理的処理、情報活用のスキルを高めます。保・幼・小・中・中等教育学校が連携して、主体的、創造的、協働的に問題解決できる思考力と実践力を育成する教育を推進します。
- 子どもの健康的な生活習慣の形成や定着、体力向上のため、専門家を派遣し、高い専門性に基づいた指導・助言を行い、子どもの運動習慣の形成や定着、体力向上を図ります。
- 子どもが外国人と接する時間を増やし、英語によるコミュニケーション力を高め、国内外で外国人と主体的にかかわる力を育むとともに、海外交流事業を拡大し、より多くの子どもが異文化体験を重ね、自国文化理解を深めます。
- 日本の伝統的な文化を学習する機会を充実させ、魅力を伝えられる力を育成するため、特色ある教育活動を推進します。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・基礎的な学力と体力を有し、困難な課題にあっても、協働しながら、主体的・創造的に、問題解決できる人材が育ちます。
- ・国内外で外国人等に対して、積極的にコミュニケーションを図り、日本の魅力を紹介することができる共生の理念のある人材が育ちます。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
きめ細かな指導の推進	達成度調査の結果分析に基づき、指導法改善を行い、区独自に配置した講師を活用した習熟度別少人数学習指導を推進し、基礎的な学力の確実な習得を目指します。また、他者と協働しながら、主体的・創造的に、問題解決を図る思考力と実践力を育む教育を推進します。さらに、情報社会化社会に対応するため、ICT教育や情報モラル教育の充実を図ります。
健康・食育・体力向上プランの推進	子どもの健康的な生活習慣の形成や定着、体力向上のため、専門家を派遣し、高い専門性に基づいた講義・演習等を行うとともに個別に助言を行い、子どもの興味・関心を高め、運動習慣の形成や定着、体力向上を図ります。
国際教育の推進	区立保育園・幼稚園・こども園・小・中学校に外国人講師を派遣し、英語によるコミュニケーションへの関心やコミュニケーション力を高め、外国人と主体的にかかわる力を育みます。
伝統文化理解教育の推進	千代田区に伝承されている文化を中心に日本の伝統文化を学ぶ機会を充実させ、日本人として誇りがもてる教育を推進します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
達成度調査で目標値を超えた子どもの割合	82% (平成 26 年度)	85%	85%	区調査 (所管部署による実態調査)
健康・食育・体力向上プランの保護者満足度（4点満点）	3.5 点 (平成 25 年度)	3.6 点	3.8 点	区調査 (所管部署による実態調査)
幼児・児童国際教育の保護者満足度（4点満点）	3.4 点 (平成 25 年度)	3.5 点	3.5 点	区調査 (所管部署による意識調査)
中学 3 年までに英検 3 級合格した生徒の割合	56% (平成 26 年度)	80%	85%	区調査 (所管部署による実態調査)

27 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます

児童・生徒が一日の大半を過ごす教育施設を発育状況にあわせて良好な環境に整えるとともに、子どもたちが安全に健やかに成長できるまちづくりを目指します。

現状と課題

- ・改築整備を進めている施設がある一方で、老朽化などにより大規模改修や建て替えが必要となる施設があります。
- ・子どもが巻き込まれる事故や事件が発生しており、安心して過ごすことのできる環境の強化が必要とされています。
- ・子どもが近所の公園等で自由に遊べる環境が整っておらず、子どもの運動能力の低下が心配されています。

課題解決の方向性

- ・教育施設の整備計画を策定し、区民の需要に沿った、計画的な建て替え、大規模改修を実施します。
- ・保護者や教員、地域住民等との密接な連携のもと、登下校を中心とした見守り活動を充実し、子どもたちが安全に過ごすことができるようにします。
- ・子どもが外でのびのびと遊ぶことができる環境を整備します。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・施設の計画的な改築整備や大規模改修が進められ、子どもたちがのびのびと育ち、学び、成長できる施設となっている。
- ・家庭、学校、地域が密接に連携・協力し、子どもたちが安心して過ごせる地域となっている。
- ・区だけでなく区民や事業者等の様々な人々が、子どもの成長期における外遊びの必要性や重要性を認識し、その連携・協力のもと、子どもが外でのびのびと遊ぶことのできる環境が整っている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
教育施設の整備	九段小学校・幼稚園、お茶の水小学校・幼稚園の改築や和泉小学校・いずみこども園の大規模改修等を行い、多様な学習、保育メニューに対応できる施設とするとともに、防災拠点や地域コミュニティ、省エネや地球環境等に配慮しながら教育環境の整備を図ります。【「5 施設整備計画・スケジュール（案）」参照】
児童の安全確保の取組み	犯罪から子どもを守り、安全・安心な地域社会をめざすために、子どもの登下校を中心とした見守りパトロールを実施します。また、区立小学校のPTAや保護者等有志、地域社会によるこども110番連絡会の活動を支援します。
子どもの遊び場確保の取組み	公園等に子どもの遊びを見守り、安全管理を行うプレーリーダーを配置し、ボール遊びなどが自由にできる「子どもの遊び場事業」を推進するとともに、公園等に限らず、子どもが安全にも遊ぶことのできる場所を確保していきます。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 （調査年度）	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
「安全・安心なまち」と 思う人の割合（再掲）	45% （平成 25 年度）	50%	55%	区調査 （世論調査）

28 区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます

だれもが生涯を通じて多様な学習・スポーツ活動を行うことができるよう、仕組みづくりと人材育成を進めます。

現状と課題

- 本区には在勤者が多いものの、区民との交流が活発とは言えません。また、近年は区内に転入・在学する区民も増えたことから、そうした区内外の人々や区内在住期間の異なる人々が、「学び」を通して交流する機会が求められています。
- 区民等による生涯学習や文化活動、スポーツ活動は各地域で盛んに展開されているものの、地域間のネットワークの強化が必要であり、また生涯学習に関わっている区民がいる一方で、その関わりを持たない区民も存在します。
- 運動不足による子どもの体力低下、生活習慣病の増加が問題となっています。また、子どもと成人ともに“心の問題”も課題となっています。

課題解決の方向性

- 区内外の人々や区内在住期間の異なる人々が、生涯学習活動や文化活動、スポーツ活動の輪を広げるための仕組みづくりをめざしていきます。
- 生涯学習や文化活動、スポーツ活動を取り巻く地域間のネットワークの強化や、生涯学習へのこれまでの関わりの程度が異なる区民間の交流を進めます。
- 『スポーツがはぐくむ、豊かな“こころ”と“からだ”。スポーツがつなぐ、“ひと”と“地域”』を基本理念とした「改定スポーツ振興基本計画」に基づき、子どもから高齢者まで、全ての区民がスポーツに親しむ環境づくりを進めます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・区民一人ひとりが、多様な学習活動の機会を得て交流を深め、生涯にわたって学びを深めることができ、その成果を活かすことのできる生涯学習社会となっている。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、スポーツへの関心が高まり、区民がスポーツ・運動を通じて、様々な人たちと交流し、健康で生き生きと生活している。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
（仮称）生涯学習大学の創設	区民が自ら選択・学習していく多様な学習メニューを採り入れた（仮称）生涯学習大学を創設します。
新スポーツセンターの整備	だれもが楽しくスポーツに親しめる多目的な機能を備えた施設を整備します。【「5 施設整備計画・スケジュール（案）」参照】
講座・講習会の充実	学習・スポーツ活動を始めようとするきっかけとするために、各年代に合わせたテーマの講座・講習会を開催します。
人材育成・派遣制度の充実	コーディネーターやボランティアなど人材バンクの充実を図り、スポーツ活動の指導者として派遣制度を推進していきます。
区立図書館サービスの充実【再掲】	区立図書館5館の特色に応じた蔵書構築を行うとともに、区内の大学図書館、古書店、新刊書店やミュージアムと連携を図り図書館サービスの充実を図ります。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
（仮称）生涯学習大学の修了者数	未設置	100 人	150 人	区調査 (事業実績)
週 1 回以上、スポーツ・運動を行う成人の割合	52% (平成 25 年度)	60%	70%	区調査 (世論調査)
人材バンク登録者数（スポーツ）	52 人 (平成 25 年度)	100 人	150 人	区調査 (事業実績)

29 豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます

本区の持つ豊かな歴史や文化資源、文化・芸術活動について、だれもが気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます。

現状と課題

- ・本区は江戸開府以来、政治・経済・文化の中心地であり、歴史的、文化的に貴重な文化資源が受け継がれています。これらの積極的な活用を図り、地域の歴史・文化資源をはじめ、文化芸術に触れる機会を増やしていくことが必要です。
- ・オリンピック・パラリンピック開催年に向けて、豊かな文化資源を内外からの来街者に分かりやすく紹介することが求められています。
- ・公共図書館の新しい形として、千代田図書館・日比谷図書文化館が注目され、区立図書館5館の特色を活かした図書館サービスの充実が求められています。

課題解決の方向性

- ・今後、本区が東京・日本の中心として世界にアピールしていくために、歴史・文化資源を再認識し、保存・継承するとともに、発信していきます。
- ・文化資源の見える化や文化芸術活動を通じて、様々な人々が本区を訪れ、豊かな歴史・文化資源に触れたり、気軽に文化芸術を鑑賞できる機会を設けていきます。
- ・区内の大学図書館、古書店、新刊書店やミュージアム等の文化施設と連携を図り、区立図書館5館の特色を活かして区民の学習意欲を満たすための支援を行います。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・豊かな文化資源を広く紹介できるよう、標柱・説明板等のデザインが刷新され、ICT 技術の活用により、内外からの来街者に分かりやすいものになっている。
- ・文化芸術の鑑賞や創作への区民参加、文化芸術活動が促進され、区民生活に潤いがもたらされている。
- ・図書館サービスが一層充実され、千代田ゲートウェイ・知の拠点として、活用されている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
文化資源の見える化の展開	標柱・説明板等の文化財標識類やガイドマップについて、デザインや表記に統一性を持たせるとともに、多言語表記や ICT 技術の活用により、分かりやすいものに更新していきます。
文化芸術の秋フェスティバルや文化芸術鑑賞事業の展開	文化芸術活動の成果を発表、交流する場を拡充するとともに、ちよだアーツスクエアなどで身近に芸術に触れる機会を提供します。
区立図書館サービスの充実	区立図書館5館の特色に応じた蔵書構築を行うとともに、区内の大学図書館、古書店、新刊書店やミュージアムと連携を図り図書館サービスの充実を図ります。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
標柱・説明板の更新率	0% (平成 26 年度)	85%	100%	区調査 (事業実績)
文化芸術事業の参加者数	30,000 人 (平成 25 年度)	32,000 人	34,000 人	区調査 (事業実績)
図書館利用者満足度	85% (平成 25 年度)	88%	90%	区調査 (所管部署による意識調査)

30 地域力の向上を支援します

地域の絆を大切にし、いざという時に助け合える環境を整備するため、町会、個々の在住区民、昼間区民など多様な主体の活動や連携を支援します。

現状と課題

- 区の人口は、マンションを中心に増加傾向にありますが、地域とのつながりを望まない傾向にあり、既存コミュニティなど地域とのつながりが希薄になっています。
- これまで地域コミュニティの核として精力的に活動してきた町会については、構成員の高齢化や町会加入率の低下など、様々な課題が顕在化しています。
- また、80万人を超える在勤・在学などの昼間区民の地域活動への参加は、時間的な制約などから、限定的となっています。

課題解決の方向性

- 居住形態の変化や 80 万人を超える昼間区民を有するという区の特性を踏まえ、地域で活動する多様な主体（団体・個人）が、相互に連携・協働し、主体的に地域課題を解決するための側面支援を行います。
- 地域コミュニティの核である町会への側面支援はもちろんのこと、コミュニティに対する住民意識の変化などを踏まえた支援を行います。
- また、団体に属さず個人として地域の活動に参加できる環境を整備していきます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・地域に住み、働き、学ぶ全ての主体が、「住みやすいまち、居心地のよいまち」という共通目標に向かって相互に連携、協働し、主体的な活動が行われている。
- ・町会、大学、企業などの交流が活発化し、地域の絆がより強まっている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
様々な活動主体の連携、協働への支援	町会をはじめとする様々な主体や昼間区民が、地域コミュニティの一員として、地域の課題解決に向け、連携、協働して自主的に活動できる環境を整備します。
町会・連合町会への支援	住民の意思にもとづく自主的な地域活動が行われるよう地域特性に応じた出張所機能を活用して、地域コミュニティの核である町会への支援を行います。
昼間区民との連携	大学、専修学校等、NPO・ボランティアなどを通じて、昼間区民が地域の活動に参加できる環境を整備します。
個人としての地域活動への参加支援	団体に属さず個人で地域活動に参加できるよう環境整備を行います。
出張所・区民館の整備	万世橋エリアの機能更新に先駆けて、万世橋出張所・区民館の整備を行います。 【「5 施設整備計画・スケジュール（案）」参照】
地域力向上を支える行政機能の強化	様々な活動主体による自主的な活動を効果的に側面支援するため、出張所、（公財）まちみらい千代田、庁内連携体制などの強化などについて検討します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 （調査年度）	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
いざというとき相談できる近所付き合いがある区民の割合	22% （平成 23 年度）	25%	30%	区調査 （世論調査）
昼間区民の地域活動への参加割合	9% （平成 24 年度）	15%	20%	区調査 （所管部署による意識調査）

31 マンション内コミュニティの醸成を支援します

マンション関連施策を一元的に推進するとともに、防災対策を通じ、マンション内コミュニティを醸成し、地域と共存関係が築けるよう支援します。

現状と課題

- 近年の都心回帰現象に伴い、区の定住人口はマンションを中心に増加しており、8割を超える区民がマンションなどの共同住宅に居住しています。
- マンション居住者の中には地域とのつながりを望まない傾向もみられ、マンション内のコミュニティが希薄で、災害への備えが十分でないマンションが多くなっています。
- マンションに関する支援は様々な分野にわたり、受付窓口も複数あることから、マンション居住者や管理組合などはその支援策を網羅的に把握することが困難です。

課題解決の方向性

- マンション防災対策をきっかけに、マンション内に居住者間のコミュニティが醸成され、地域と良好な関係を築くことができるよう支援します。
- マンションに関する基礎的な情報を収集するとともに、それらを活用し、マンション関連施策を一元的に推進します。
- マンション居住者等の声を聞きながら、マンションへの支援策やマンション内コミュニティ醸成の方策、地域との関わり方などさまざまな課題について検討します。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・マンションに対する支援策が適切に利用されるとともに、自助・協助の取組みが行われている。
- ・マンション防災力が向上するとともに、マンション内コミュニティが醸成され、町会、商店会など既存の地域コミュニティと連携・協働し、地域の課題に主体的に取り組んでいる。

写真の挿入
(国際交流・協力事業の様子など)

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
マンション支援のワンストップサービスの実施	マンションに関する適切な行政サービスを一括して受けることができるよう、(公財)まちみらい千代田をマンション支援の総合窓口として位置づけ、区との連携のもと、ワンストップサービスを提供します。
マンションに関する課題を協議する機会・場の創出	マンション内に新しいコミュニティが醸成され、地域と共存関係を築いていくことができるよう、区及び関係機関とマンション居住者等が集まり、協議する場を地域ごとに設けます。
マンション防災対策の実施	マンション防災力の向上とマンション内コミュニティの醸成を図るため、(公財)まちみらい千代田と連携し、マンション防災計画の策定や自主防災組織の設立、地域と連携した防災訓練の実施などを支援します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
町会や地域の活動、ボランティア活動へ参加したことがあるマンション居住者の割合	20% (平成 25 年度)	30%	40%	区調査 (世論調査)
マンションに関する課題を協議する会合の参加者数	調査中			区調査 (事業実績)

32 男女共同参画社会の実現をめざします

性別による不平等がなく、だれもが自分らしい生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現をめざします。

現状と課題

- 男女の性別によって不平等があると思う区民の割合は、〇%です。また、男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設である男女共同参画センターM I W（ミュウ）を1年間に利用したことのある区民の割合は、1%であり、男女平等意識の啓発が十分ではありません。
- 区的意思決定過程においては幅広い意見を反映させる必要がありますが、審議会等における女性委員の割合は、増加傾向にあるものの男性より低い状態です。

課題解決の方向性

- 男女共同参画センターM I Wでのニーズに応じた事業を充実させ、多様なライフスタイルや価値観を認め合うことのできる意識を高めていきます。
- 企業等に、従業員の家庭や子育て介護に対する理解を促進し、休暇制度の導入や処遇面での改善を支援します。
- 学校における男女平等教育を進めます。
- 審議会をはじめ、地域や企業、学校など、あらゆる分野において男女共同参画を促す働きかけを行います。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・性別に関わらず一人ひとりが個人として尊重され、その個性と能力が発揮できている。
- ・ライフステージに応じた支援の充実により、働きたい人が、働き続けられている。
- ・一人ひとりの仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現されている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
男女共同参画センターM I W運営	男女共同参画社会の実現に向け、地域の推進拠点施設として、社会の変化やライフスタイルの変化に応じた情報提供や講座の実施、相談により問題解決を図っていきます。
中小企業従業員仕事と育児支援助成	子育てをしている女性・男性の社会参画を支援するために、保育サービスの充実を図るとともに、企業に働きかけ、仕事と子育ての両立を支援します。
意思決定過程への女性の参画の推進	意思決定において様々な幅広い意見を反映するために、女性委員の少ない審議会等への女性の参画促進を積極的に働きかけます。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
男女の性別により不公平があると思う区民の割合		調査中		区調査 (世論調査)
男女共同参画センターM I Wの利用者数	19,030 人 (平成 25 年度)	23,000 人	27,000 人	区調査 (事業実績)
区が設置する委員会や審議会等における女性委員の割合	33% (平成 26 年度)	40%	45%	区調査 (所管部署による実態調査)

33 人権侵害のない社会をめざします

ドメスティック・バイオレンス（DV）、いじめや虐待、セクシャル・ハラスメントなどすべての暴力をなくし、安全・安心な社会を実現します。

現状と課題

- ・DV等の人権を侵害する行為が社会問題となっています。
- ・デートDVの防止には、若年層からの啓発活動が重要であり、教育機関との連携が必要です。
- ・児童・高齢者・障害者の虐待や子どものいじめなどの人権問題は、防止に向けた意識啓発と早期発見・被害者支援の取組みが重要です。

課題解決の方向性

- ・DV防止や被害者支援のため、配偶者暴力相談支援センターをはじめ関係機関との連携を強化します。
- ・児童や高齢者・障害者に対する虐待防止に向けた意識啓発を進め、被害者の相談と安全確保、子育てや介護に関わる精神的・肉体的な負担を軽減する支援に取り組みます。また、セクシャル・ハラスメントなどの早期解決に向け、いつでも相談できる体制を整えます。
- ・虐待やいじめの未然防止と早期対応のため、学校や地域における連携体制を確立します。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- DVや虐待、いじめ等を許さない人権意識が区民全体に浸透している。
- 児童相談所を含め関係機関の連携が円滑となり、一人ひとりの子どもの人権が尊重されている。
- 暴力によって尊厳を傷つけたり、偏見・差別がなく、発言や能力を妨げる行為のない地域社会が実現されている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
DV被害者支援事業	DV被害者を支援するために専門カウンセラーによる相談と緊急一時保護所の確保、各種手続を行う際の同行支援を行います。
親と子の絆プロジェクト	子育てについて相談する人がいないなどの育児不安への対処方法や、怒鳴ったり叩いたりせずに子どもを育てる技術を学ぶため、対象児童の年齢別に3つの講座を実施します。
いじめ防止対策	いじめを許さず、見逃さず、迅速に対応できるよう、学校・家庭・地域がともに手を携えて、いじめの防止や早期発見、早期対応に取り組みます。
高齢者虐待防止対策	高齢者の見守り体制の強化と、介護者の負担の軽減に努めることにより、虐待を発生させない環境づくりと早期発見につとめます。
障害者虐待防止対策	障害者虐待防止マニュアルを活用して、使用者、施設従事者、養護者による虐待への理解を促進するとともに、障害者をはじめ家族や関係機関が連携し、地域における障害者の見守り体制を構築します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
DV被害や児童虐待、いじめなどのない人権が尊重されている社会であると思う区民の割合	調査中			区調査 (世論調査)

35 国際交流・協力や平和活動を推進します

区民や地域の主体的・自主的な国際交流・協力や平和活動を推進するとともに、外国人住民も暮らしやすい共生の地域づくりを進めます。

現状と課題

- ・平和事業に参加しない区民の理由として、「事業があることを知らない」、「内容が分からない」などが約 15%を占めています。一方「参加したことはないが今後参加してみたい」と考えている区民は、約 50%います。
- ・千代田区の在住外国人比率は 4.5%（平成 26 年 1 月末時点）と、他区に比べて高い割合であり、外国人住民との交流や地域コミュニティへの参加促進を図ることが求められています。

課題解決の方向性

- ・「国際平和都市千代田区宣言」に基づき、世界の恒久平和の実現に向けて区民や企業、団体等との連携を図りながら、多くの人に参加しやすい取組みを行い、平和意識の普及・啓発を図ります。
- ・千代田区で暮らす外国人と区民や地域との交流を促進し、外国人住民が安心して生活できる環境づくりを進めます。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- ・区民の平和に対する意識が高まっている。
- ・区民や地域で活動する(住み・働き・学ぶ)外国人が主体的・自主的に交流を図り、外国人にとって地域で快適に過ごせる環境が整備されている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
交流機会の創出・提供	大使館や地域等と連携しながら、外国人も一緒に参加できるイベントを開催し、交流の場を増やします。
講座・講演会等の実施	区民の自主的・主体的な平和活動に結びつく講座や講演会等を開催します。
国際交流・協力ボランティアの活用	外国人からの日本語を学びたい、区の観光案内をして欲しいなどの要望に応えるために区民のボランティア活動の育成支援を行います。
外国人への情報提供	外国人が区内で円滑に生活できるように、ホームページの内容の充実やウェブアクセシビリティ※の向上を図っていきます。

※ウェブアクセシビリティとは、子どもや高齢者、障害者、外国人などの別によらず、多くの人がウェブページにアクセスして情報を取得できるよう配慮することを意味します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
区が行う平和事業に参加したことのある区民の割合	4% (平成 25 年度)	7%	10%	区調査 (世論調査)
国際交流・協力ボランティア登録者数	55 人 (平成 26 年度)	100 人	150 人	区調査 (事業実績)
外国人との交流を積極的に行いたい区民の割合	調査中			区調査 (世論調査)

36 区民の参画・協働と開かれた区政の実現 (参画・協働、情報発信等)

区民等の積極的、主体的な参画と協働を推進するとともに、必要な区政情報を効果的に提供していきます。

現状と課題

- ・区政に全くかかわったことのない区民が約半数います。
- ・地域のニーズや課題は複雑かつ多様化し、行政だけで的確に対応することは難しくなっています。
- ・区民ニーズの多様化に伴い、ソーシャルメディア*等を活用するなど情報提供手段の多様化が必要となっています。

※ソーシャルメディアとは、インターネット上における情報メディアサービスであり、サービス利用者による情報発信や利用者が相互にコミュニケーションを行う情報の伝達手段をいいます。

課題解決の方向性

- ・多様な参画の手法を活用し、区民が区政に参画する機会を提供します。
- ・様々な活動主体が協働して活動できる環境を整備します。
- ・広報紙、ホームページなどそれぞれの提供媒体が持つ特性を生かして、提供方法や内容等の充実を図るとともに、公共データの公開・利活用（オープンデータ）を推進します。

現状を示す
グラフ・表の挿入（予定）

めざすべき 10 年後の姿

- 区民の区政への参画が広がっている。
- 区と活動主体の協働が広がり、地域のニーズに的確に対応している。
- 区民が知りたいと思う区政情報が、いつでも手軽に入手できている。

写真（事業の様子など）
の挿入（予定）

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
区民参画の機会の提供	パブリックコメントや住民説明会、アンケート等様々な手法を、その対象となる事業等の内容に応じて適切に選択・実施することで、区民参画を推進していきます。
様々な活動主体との協働の推進	区と活動主体とが効果的、効率的に協力し合うことができるよう、あらゆる協働の手法を推進していきます。
多様な手段による区政情報の発信	広報紙やホームページ、ソーシャルメディアなど、多様な手段を活用するとともにオープンデータを推進して効果的に区政情報を発信します。

施策の目標の実現に関する指標

指標名	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
区政に参加したことのある区民の割合	50% (平成 25 年度)	63%	75%	区調査 (所管部署による実態調査)
協働したことのある区民の割合	32% (平成 25 年度)	49%	66%	区調査 (世論調査)
必要な区政情報を入手できていると思う区民の割合	89% (平成 25 年度)	91%	95%	区調査 (世論調査)

37 質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します

多様なニーズを持つ区民に対し、区民の目線に立った質の高い行政サービスを提供するため、限られた財源や職員を最大限に活用していきます。

現状と課題

- ・平成 25 年度に実施した職員向けアンケートによると、「内部評価が事務事業の改善に結びつかない」と回答した職員が 41.6%、「外部評価が事務事業の改善に結びつかない」と回答した職員が 32.8%いました。このことから、行政評価の結果が、施策や事務事業の改善に活用しきれていないといえます。
- ・多様化・高度化する区民ニーズに、的確かつ迅速に対応する必要があります。
- ・区民と区政との信頼関係を強固なものとするため、区政運営の公平性、公正性、透明性を確保していく必要があります。
- ・財政の健全化や、効果的・効率的な行財政運営を推進していく必要があります。
- ・社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を契機に、ＩＣＴ※をより効果的に活用していく必要があります。

※ＩＣＴ…情報・通信に関連する技術一般の総称であり、ＩＴとほぼ同様の意味で用いられています。

課題解決の方向性

- ・実効性のある行政評価の実施により、施策や事務事業の改善につなげるとともに、区民への説明責任を果たします。
- ・新たな課題にも的確に対応できる弾力的な執行体制を整備します。
- ・政策形成能力を備え、公平・公正に職務を遂行する職員や、区民にとって必要な施策・事務事業を実施する職員の育成及び能力開発に取り組みます。
- ・誰もが等しく行政サービスの利益を受けることができるように、すべての行政分野において「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づく取組みを実践していきます。
- ・税や保険料等の収納率向上、利用料等の債権の確保に努めます。また、使用料・手数料等の受益者負担の適正化に努めます。
- ・民間活力の活用も含めた最も効果的・効率的な事業手法を導入します。また、公共サービスを民間開放した場合においても、区としての管理・監督責任の遂行に努めるとともに、効果検証や事業の見直しを継続的に行っていきます。
- ・万全なセキュリティ対策のもと、ＩＣＴの効果的な活用による行政サービスの充実を図ります。

めざすべき 10 年後の姿

- ・行政評価の実施により区政の透明性が向上し、区民との信頼関係が構築されるとともに、PDCAサイクル※が確立され、効果的・効率的な区政運営が行われている。
- ・機動力のある執行体制のもと、高い倫理観・使命感を持ち、区民の目線に立って自ら考え行動できる職員が育つことにより、質の高い行政サービスが迅速に提供されている。
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく取組みが進み、ハード（施設整備等）・ソフト（サービス提供等）の両面において区民満足度が向上している。
- ・税や保険料の収納率向上、使用料等の受益者負担の適正化が進み、健全な財政運営や区民負担の公平性の確保が図られている。
- ・公共サービスが、最適な実施主体により運営されることで、コストの削減や効率性の向上などの効果が表れるとともに、区民サービスが向上している。
- ・ICTが活用され、区民の利便性が向上するとともに、事務の効率化が図られている。

※PDCAサイクル…施策や事務事業の企画・立案、実施、評価、見直し（Plan-Do-Check-Action）のサイクルを継続して行うことにより、施策や事務事業を見直し、その結果を実施方法の改善や予算へ反映させる手法をいう。

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
行政評価	内部における自己評価や外部からの評価によって「施策」や「事務事業」を不断に見直し、その結果を事業の実施方法の改善や予算へ反映させていきます。
計画的な人材育成	区民満足が得られ、新たな課題にも対応できる地域特性を活かした行政サービスの提供に必要な政策形成能力を養うための研修を行います。また、各部の特色にあわせた人材育成の支援を行うとともに、職員の自己啓発活動を支援する制度を充実させていきます。
職員提案の実施	区民サービスの向上、区政運営の効率化及び職員間のコミュニケーションの向上等を図るための具体策や、特定の課題に対する改善策について、広く職員から提案を募集します。また、方針・計画・施策等の案に対し職員から意見を公募することにより、政策形成過程等における職員参加を推進します。
公共サービスの民間開放の検討	公共サービスの民間開放について、民営化方針に基づき、多角的・総合的に検討を進めていきます。
マイナンバー制度導入による事務の効率化	マイナンバー制度の導入により、区民の利便性の向上及び各種行政事務の効率化を図ります。

5 施設整備計画・スケジュール（案）

◎施設の老朽化により機能更新が必要な施設

現施設名等	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	H34年度 (2022)	H35年度 (2023)	H36年度 (2024)		備 考
【複合施設】												
四番町保育園 四番町児童館	設計		工事		開設							
区営四番町住宅												
四番町図書館			構想	設計		工事			開設			
区営四番町 アパート												
四番町職員住宅												
一番町児童館					構想							
区営一番町住宅												
九段生涯学習館			構想									
区営九段住宅												
区営内神田住宅					構想							
内神田職員住宅												
ちよだパークサイド プラザ	構想		設計		工事		開設					
和泉小学校 いずみこども園												
【庁舎】												
万世橋出張所・ 区民会館	設計		工事		開設							
千代田清掃事務所	構想											
千代田万世会館	構想											
スポーツセンター	構想		設計		工事		開設					
【保育園】												
麹町保育園	工事		開設									
【学校施設】												
九段小学校 九段幼稚園	工事			開設								
お茶の水小学校 お茶の水幼稚園	構想		設計		工事			開設				
番町小学校 番町幼稚園	改修							構想		設計	平成40年度開設予定	
【公園】												
九段坂公園	調査	設計		工事		開設						
東郷公園	設計		工事		開設							

（注記）

※1 黒標記は、設計・工事等が実施中の施設

※2 青標記は、設計・工事等が実施予定の施設

◎新たな行政ニーズにより建設する施設

施設名等	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	H34年度 (2022)	H35年度 (2023)	H36年度 (2024)	備 考
【庁舎】											
(仮称) エコセンター	構想	設計	工事	開設							
【福祉施設】											
(仮称) 高齢者総合 サポートセンター	工事	開設									
(仮称) 高齢者施設	構想 事業者 選定	設計	工事	開設							特別養護老人ホーム、認知症 高齢者グループホーム他
(仮称) 高齢者施設			構想 事業者 選定	設計	工事	開設					特別養護老人ホーム他
(仮称) 高齢者施設						構想 事業者 選定	設計	工事	開設		特別養護老人ホーム、認知症 高齢者グループホーム他
【保育園】											
(仮称) 保育施設		事業者選定 改修	開設								
(仮称) 保育施設	事業者選定 改修	開設									
【住宅】											
(仮称) 区営神田 東松下町住宅	工事	開設									

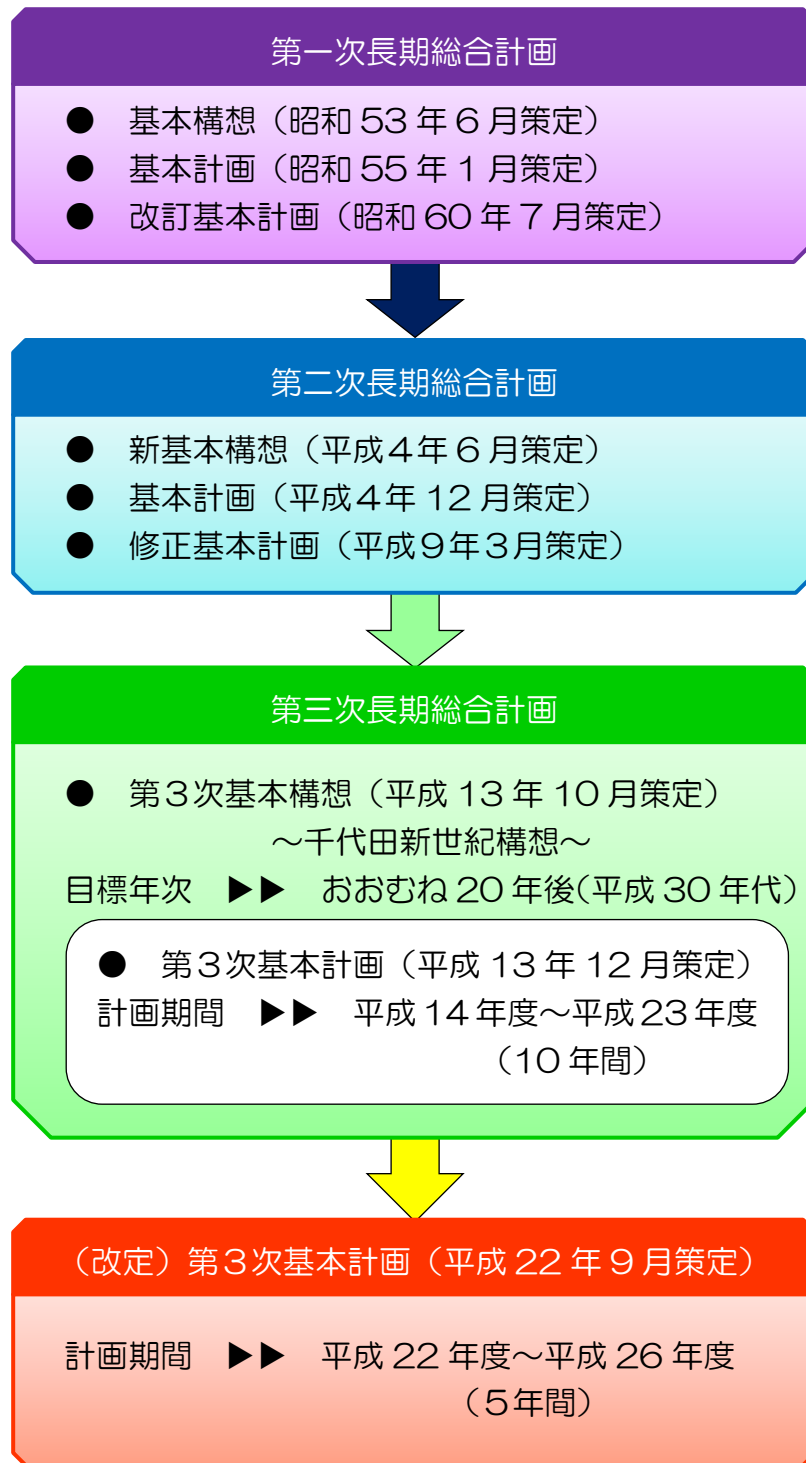
(注記)

- ※1 黒標記は、設計・工事等が実施中の施設
- ※2 赤標記は、設計・工事等が実施予定の施設
- ※3 保育施設は、上記の他、民有地活用型の施設を整備予定
- ※4 (仮称) エコセンターとは、環境に関する情報の発信拠点及び様々な団体の活動拠点等となる施設

6 計画改定の経過及び背景

基本計画 2015 は、「千代田区第3次基本構想～千代田新世紀構想～」を具体化するために、また、千代田区を取り巻く社会経済情勢の変化への的確な対応を図るために改定するものです。

【これまでの計画策定経過】



【この基本計画について】



(仮称) 千代田区第3次基本計画 2015
(平成 27 年〇月)

計画期間 ▶▶ 平成 27 年度～平成 36 年度
(10 年間)

本区を取り巻く状況は、人口の増加や構成変化、東日本大震災の発生、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック」という。）の開催など、現行計画策定当時から変化しており、これらの変化により生じる新たな課題に対して、より中長期的な視点からの対応が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、社会情勢の変化等に的確に対応していくとともに、本区の目指す将来像の実現に向けた取組みを一層推進するため、現行計画の改定を行うこととしました。

7 計画の役割と期間

(1) 計画の役割

基本計画 2015 は、千代田区の将来像を描き、それを実現するための施策のみちすじを示した行政運営の指針である「千代田区第3次基本構想～千代田新世紀構想～」の実現に向け、区政の課題を明らかにし、その解決の方向性を示す総合的な計画です。

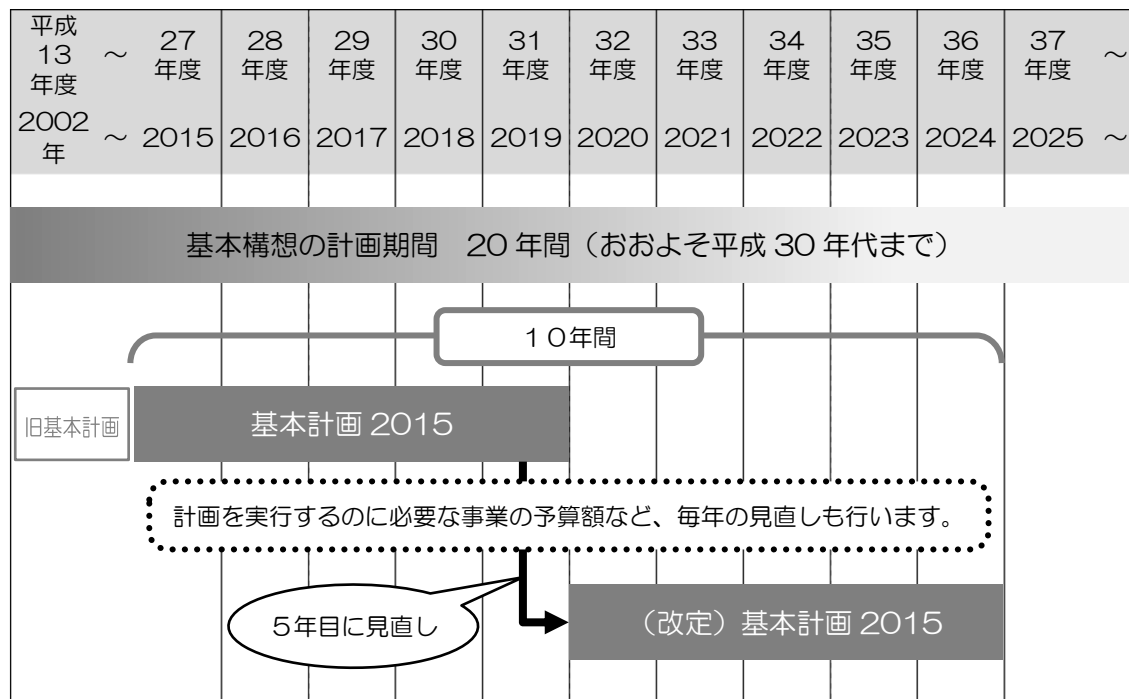
(2) 計画の期間

基本計画 2015 では、以下の中長期的な視点からの施策展開を行う必要性が高まっていることから、平成 27 年度（2015 年度）から平成 36 年度（2024 年度）までの 10 年間としました。

- ・今後の区民需要の変化や行政運営に必要となる費用等を見据えた中長期的な視点
- ・東京オリンピック開催に向けた対応は、将来的にも千代田区の価値や魅力の向上に資するものでなければならず、開催後の千代田区の将来像を見据えた中長期的な視点

また、東京オリンピックの開催による影響やその他社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、5 年を目途に見直しを行います。

【基本計画の見直しスケジュール】



8 計画の体系と構成

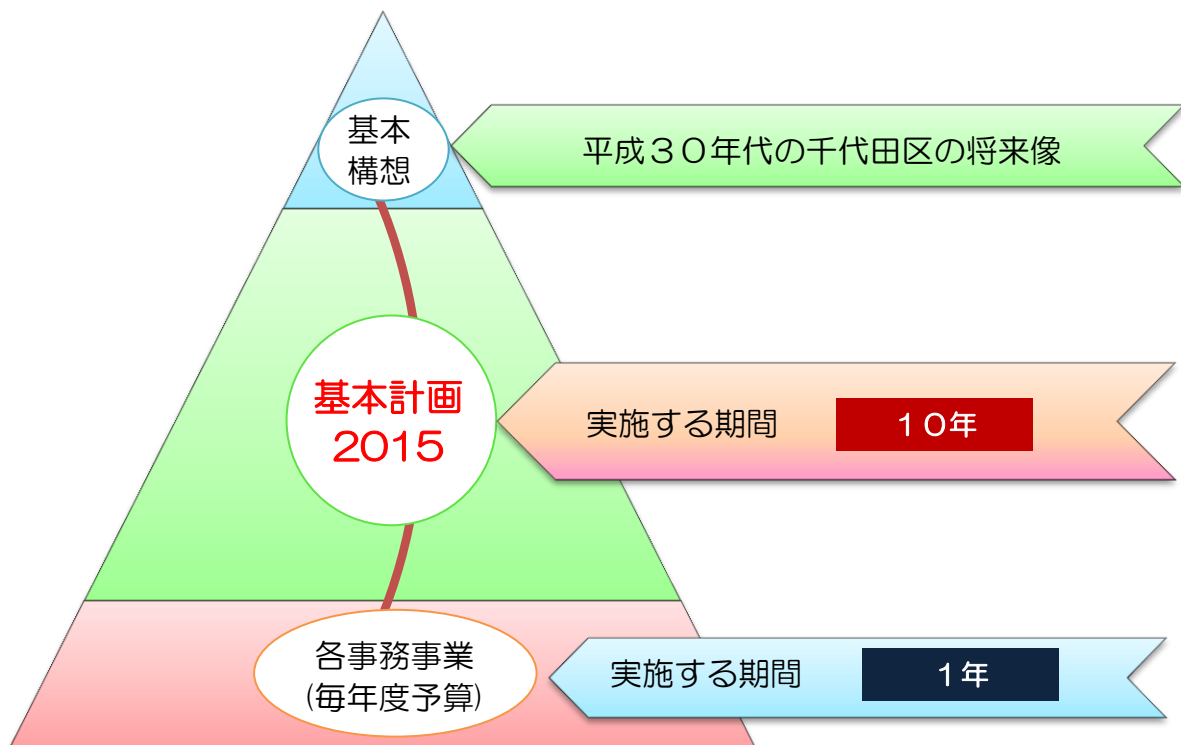
（１）千代田区第３次基本構想～千代田新世紀構想～ （平成１３年１０月議決）

おおむね平成３０年代の千代田区の将来像を描き、これを実現するための施策のみちすじを示すもので、区民の皆さんに一番身近な基礎的自治体として自主・自律を基本とする責任ある行財政運営を図るための指針です。

（２）基本計画 2015

「千代田区第３次基本構想～千代田新世紀構想～」に基づき、区がどのように課題や目標にむかって取り組んでいるのか、区民の皆さんに分かりやすくお示しする、区政運営の総合的かつ基本となる最上位の行政計画です。

【計画の体系と期間】



【計画の構成】

①施策の目標

千代田区の将来像を具体化するために、基本構想で定める「施策のみちすじ」ごとに、計画期間内（１０年間）に実現をめざす目標です。

②体系表

「施策の目標」を体系化したものです。

③現状と課題

区の現状と、今後取り組むべき課題を記述したものです。

④課題解決の方向性

「施策の目標」の達成に向け、今後の取り組みの方向性を示したものです。

⑤めざすべき10年後の姿

「施策の目標」が達成された状況を端的に示したものです。

⑥10年後の姿を実現するための主な取り組み

「10年後の姿」の実現に向け、区が重点的に取り組む内容です。

⑦施策の目標の実現に関する指標

「施策の目標」の実現度を評価するための定量的な指標と目標値を示したものです。

9 計画の特徴

区政の課題と解決の方向性を示すとともに、10年後の姿や、それを実現するための取り組み内容とその進捗状況や効果を、簡潔に分かりやすく表現することで、多くの区民が今後の区政を考える素材として活用できる基本計画をめざして改定しました。

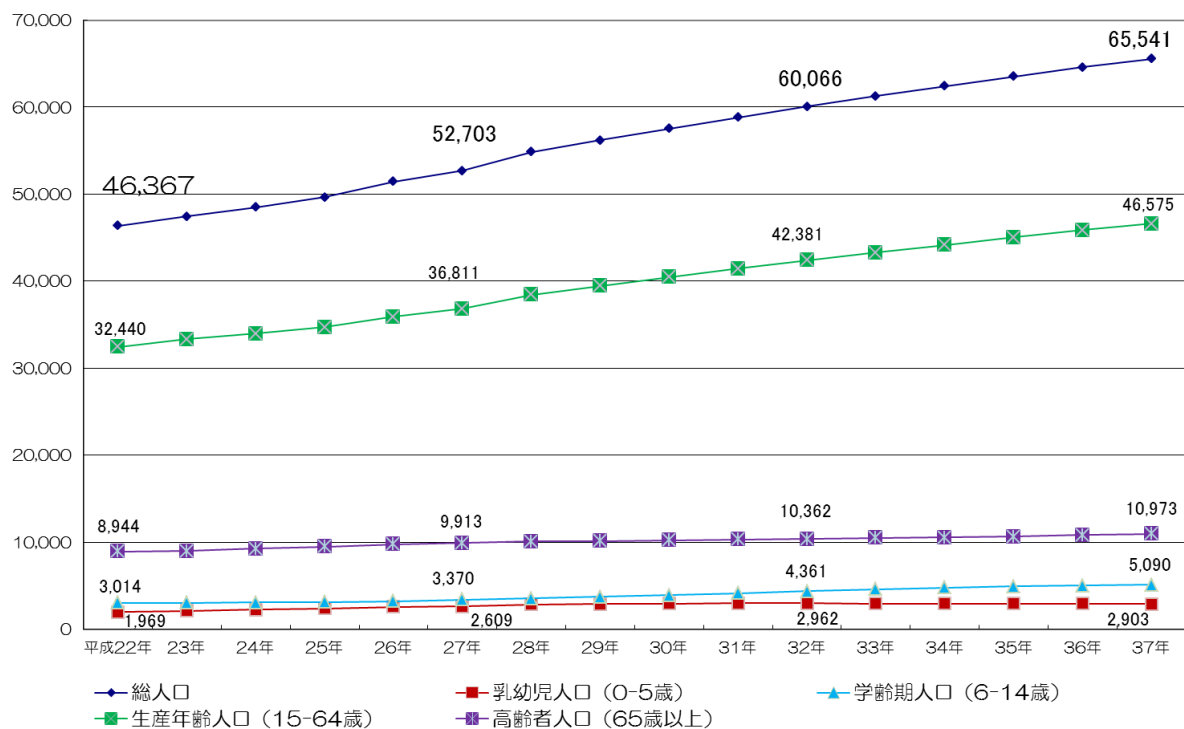
基本計画に基づき、区政の課題解決（＝目的）に向けて、適切な手段（＝事務事業）を選択していくためには、目標を明確にし、適切な進行管理を図ることが必要です。

そのため、基本計画2015は目標管理型の計画とし、「施策の目標」ごとに10年後の目指す姿を明記し、目標にどの程度近づいたかを把握する目安として「施策の目標の実現に関する指標」を設定しています。

10 計画期間の想定人口

区が行った人口推計では、平成37年の区の人口は6万5千人に達します。区の人口は、当面増加していくことが見込まれることから、そうした局面では想定人口を前提に、将来の区民構成を見据えた適切な施策を行っていくことがより重要になります。

そのため、基本計画2015では計画期間である10年後の6万5千人を「想定人口」とし、これを見据えた施策展開を行うとともに、人口構成の変化も見据え、多様な人々が住み、働き続けられる環境を確保するための取組みを行っていきます。



参 考

1 千代田区第3次基本構想（抜粋）

第1章 基本構想の役割

基本構想は、望ましい千代田区の将来像を描き、これを実現するための施策のみちすじを示すもので、基礎的自治体として自主・自律を基本とする責任ある行政運営を進めるための指針です。

また、基本構想は、区民や企業・団体、国や都など、千代田区に関わるすべての人びとが、ともに理解し協力して取り組んでいくまちづくりの目標であるとともに、諸活動の指針となるものです。

さらに、基本構想は千代田区のすべての計画の最上位に位置づけられる理念です。

第2章 将来像と基本方針

1 将来像

都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田

千代田区は、江戸時代から、日本の政治・経済・文化の中心として、長い歴史と伝統に育まれたまちです。こうした千代田区の特性を維持し、発展させ、次代に引き継いでいくことが、千代田区の「魅力」を高めることにつながると考えます。

また、人びとの価値観の多様化している今日、千代田に住み、働き、学び、集うすべての人びとに、独自性・独創性ある施策を展開していくことで、だれもが住みたいと思える新たな「都心の魅力」を創出していくことをめざします。

2 基本方針

平成12年4月、都区制度改革が実現し、また地方分権推進一括法が施行されました。これらの改革によって、国と地方公共団体、都道府県と基礎的地方公共団体の関係が対等・協力の関係として制度的に再構築され、地方公共団体とりわけ特別区は、法律上、基礎的な地方公共団体として位置づけられることになりました。

しかし、都区制度改革後も、大都市行政の一体性・統一性確保のため、特別区は、一般市が持っている固有の課税権が一部都に留保され、また事務処理権能を制約された自治体のままとなっています。地方公共団体は、今後、「多様と分権」を基調とする、自治体間競争の時代を迎えます。千代田区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、地域の特性や実情を踏まえた主体的な行財政運営を行い、自己決定・自己責任を果たしていくため、次の基本方針を定め、取り組んでいきます。

（1）「千代田市」をめざし、新しい自治のあり方を発信する

「市」をめざし、地方自治の基盤である、より一層の自治権拡充をめざします。特に、都区制度などの特例的な制度については、区民の身近な事務についての主導権の確立と、税負担と行政サービスの関係を明確にし、区民サービスを充実させるため、さらに基礎的自治体にふさわしい権限の確立と財源の確保に取り組めます。

その上で、4割自治といわれる現行の地方自治制度を改め、区政の課題は、区民自らの意思と責任で、主体的に取り組める真の住民自治の確立をめざします。そして、区は区民とともに、だれもが住

みたいと思える魅力を持ち、千代田区から新たな世紀にふさわしい独創性や独自性ある施策を、創造、発展させ、日本の首都東京の顔としての存在感のある自治体をめざします。

(2) 100万人を活力とする自治体「千代田」をつくる

千代田区を構成するのは、住み、働き、学び、集う100万人の人びとと企業です。在住者はもちろんのこと、100万人の昼間区民や企業を対象とした行財政運営を行い、これらの人びとを活力とし、地域社会への関心や、自治意識と連帯感を共有しながら、まちづくりに取り組む自治体「千代田」をめざします。

3 目標年次と目標人口

(1) 目標年次

基本構想の目標年次は、千代田区を取り巻く社会経済情勢の変化や関連する計画の期間などを考慮して、おおむね20年後の平成30年代とします。

(2) 目標人口

定住人口5万人をめざします。

第3章 施策のみちすじ

将来像を実現していくために、千代田区が住み、働き、学び、集うすべての人びとと連携・協働して推進する施策のみちすじは次のとおりです。

1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

- (1) 住と職の調和のとれたまち
- (2) 多様なくらしに応じた住まいを選択できるまち
- (3) だれもが安全で、快適に移動できるまち
- (4) 災害に強く、だれもが安心して活動できるまち
- (5) 身近な水や緑に親しめるまち
- (6) 多くの人に愛される景観のあるまち
- (7) 活気と賑わいのあるまち
- (8) 安心して消費生活をおくれるまち
- (9) 環境への負荷の少ないまち

2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

- (1) 生涯にわたり健康な生活を営むことができるまち
- (2) 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ち、いきいきと生活できるまち
- (3) 障害者の意思が尊重され、地域で自立して生活できるまち
- (4) 安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるまち
- (5) 安心して利用できる福祉のしくみが整っているまち

3 心豊かに学び、文化を創り出すまち

- (1) 未来を担う人材が育つまち
- (2) 生涯にわたり自主的な学習・スポーツ活動ができるまち
- (3) 江戸文化を伝えつつ、新たな文化を創り出すまち

4 人と人とのふれあいを大切にする、個性あふれるまち

- (1) 100 万人のコミュニティの輪が広がるまち
- (2) 男女が平等に個性や能力を発揮して活躍できるまち
- (3) 地球市民を育み、世界平和に貢献するまち

第 4 章 基本構想の実現に向けて

今日の地方自治体を取り巻く状況は、国と地方が「依存と関与」する関係から、「対等・協力」する関係に移行しています。こうした時代潮流のなかで、地方自ら自律と自助の考え方に基づく自治体運営が求められています。そのため、千代田区は、基礎的自治体として、他の自治体をリードする、真に自主・自律した、新しい自治のあり方を発信していきます。そして、千代田区に住み、働き、学び、集う 100 万人の人びとと企業の協力・協働体制を築き、自己決定、自己責任を果たし、「千代田新世紀」の実現をめざします。

- 1 成果を適切に把握・評価する
- 2 区政への区民参画を拡大する
- 3 質の高い、簡素で効率的な区政運営を行う

2 千代田区第3次基本計画改定方針（平成26年3月）

千代田区第3次基本計画改定方針

I 基本計画改定の趣旨

千代田区は、平成13年10月に議決された「千代田区第3次基本構想～千代田新世紀構想～」及び平成22年9月に策定した「(改定)千代田区第3次基本計画」を指針として、区民の暮らしにかかわる9分野について合計45施策の目標を設定し、その実現に向けた様々な取組を計画的に展開してきた。この計画は平成22年度を初年度とする5か年計画であり、平成26年度末で計画期間が満了する。

また、本区を取り巻く状況は、人口の増加や構成変化、東日本大震災の発生、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック」という。）の開催など、現行計画策定当時から変化しており、これらの変化により生じる新たな課題に対して、より中長期的な視点からの対応が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、社会情勢の変化等に的確に対応していくとともに、本区の目指す将来像の実現に向けた取組を一層推進するため、現行計画を改定する。

II 基本計画の構成

1 基本構想

区が自主・自律を基本とした責任ある行政運営を進めていくための指針である現行の「千代田区第3次基本構想」に描かれている平成30年代の将来像「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田」は、次期計画の想定計画期間中において実現すべき将来像として、なお有効であると考えられる。

また、この構想で掲げている『「千代田市」をめざし、新しい自治のあり方を発信する』、『100万人を活力とする自治体「千代田」をつくる』という2点の基本方針についても、地方分権が進展する今日においては、なお有効であると考えられる。

一方、この構想で目標とした定住人口5万人は、すでに達成されたところであるが、平成25年度に実施した人口推計結果（別紙参照）によると、今後10年は人口が増加していくことが見込まれるため、この人口を前提として、将来の区民構成を見据えた適切な施策を行っていくことがより重要である。

以上の点を踏まえ、今回、新たな基本構想の策定は行わず、引き続き現行の基本構想に基づき、基本計画の改定を進めていく。

2 基本計画

基本構想の実現に向け、区政の課題を明らかにし、その解決の方向性を示す総合的な計画である基本計画は、区の将来像を施策レベルで実現していくための目標管理型の計画とする。

そして、施策を構成する個々の事務事業については、時代の変化が激しく先行き不透明な状況が続く今日の社会経済情勢において、年次単位の実行計画を示す意義が低いことから、原則として、基本計画の下には、いわゆる「実施計画」（かつての「推進プログラム」）は策定しないものとする。

ただし、施設整備や地域のまちづくり等、数年スパンで取り組んでいくべき事務事業については、基本計画の中で、年次単位のスケジュールを明示する。

Ⅲ 基本計画の期間

改定計画の計画期間については、以下の点を理由として、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とする。ただし、東京オリンピックの開催による影響等も想定されることから、5 年を目途に見直しを行うこととする。

- ・ 人口推計の実施や公有財産白書の策定により、今後の人口構成の変化や、区有財産の現況、今後の維持・更新に必要な費用等の情報が明らかとなったことを踏まえ、改定計画においては、今後の区民需要の変化や必要となる費用等を見据えた中長期的な視点からの施策展開を行う必要性が一層高まった。
- ・ 東京オリンピック開催に向けた対応は、単に開催時までにとどまらず、将来的にも千代田区の価値や魅力の向上に資するものでなければならず、改定計画においても、開催後の千代田区の将来像を見据えた中長期的視点が求められる。

Ⅳ 基本計画の想定人口

平成 25 年度に実施した人口推計によると、計画期間である 10 年後の区の人口は 6 万 5 千人となる見通しである。

このため、次期計画では計画期間が終了する平成 37 年の推計人口 6 万 5 千人を「想定人口」と位置付け、これを見据えた施策展開を行うとともに、人口構成の変化も見据え、多様な人々が住み、働き続けられる環境を確保するための取組を行っていく。

V 改定的前提となる社会的背景

(1) 安全・安心に対する区民ニーズの高まり

東日本大震災の発生により、帰宅困難者や交通機関の混乱、電力危機など、多くの課題が明らかになった。また近年、集中豪雨や竜巻の発生など、異常気象による自然災害が増加している。

そのため、建物の耐震化や帰宅困難者対策、災害発生時の迅速で正確な情報収集や災害情報の伝達など、風水害や差し迫る首都直下地震への対応、都市部における電力使用のあり方など、安全・安心の向上に向けた取組を行っていく必要性が一層明確になった。

また、中央自動車道笹子トンネル事故を受けて、老朽化した社会資本の維持管理や、更新にかかる費用の増大などの課題が浮き彫りになった。定期的な点検等による施設の安全性の把握に努め、長寿命化を図るなどにより、更新にかかる費用の抑制に努めつつ、社会資本の安全性を確保していく必要がある。

(2) 生活不安の高まり

全国的に「超少子高齢化」が進行する中、就労や子育て、医療・介護、健康等について、安心感を持ち続けられる暮らしに対する期待が高まっている。そのため、福祉や子育てなど幅広い視点から、生活不安の解消に向けた取組を行っていく必要がある。

(3) 人口増加や構成の変化

今後の人口増加や構成の変化など、区の人口動向を見据えながら区民需要を見極め、過不足なく公共施設を整備していくとともに、低未利用地については、地域の課題解決に資する有効な活用方法を検討していく必要がある。

(4) マンション居住者の増加

町会や自治会に所属している住民の割合は年々低下しており、地域におけるコミュニティの希薄化が進んでいる。特に、マンション居住者については、地域との関わりはもとより、マンション居住者間のコミュニティの脆弱さが懸念されている。マンション居住者が年々増加し、区民の8割がマンションに居住する千代田区においては、災害発生時などを見据え、マンション内における「協助」の仕組みを構築していく必要がある。

(5) 東京オリンピックの開催

東京オリンピック開催を契機として、千代田区の持つ都心の魅力や歴史・文化を区民とともに高めていけるよう、また、外国人をはじめとする多くの来街者や、千

代田区に住み、働き、学ぶすべての人びとが、言葉や習慣の違いを越えて安心して快適に過ごせるよう、教育、文化、観光、まちづくりなどの幅広い分野において、中長期的な視点から取組を行っていく必要がある。

VI 計画改定の基本的な考え方

地域に住み、働き、学び、集うすべての人が、互いにその存在を認め合い、尊重し合うことにより、安全・安心で快適に住み続けられる社会、孤立することなく、つながりや助け合いを実感できる社会、生涯にわたり充実した文化活動を行える社会、地域の様々な課題を共有し、その解決に向けて主体的に取り組める社会を「豊かな地域社会」と位置付ける。

改定計画においては、この「豊かな地域社会」を実現するため、個別施策の見直しにあたり、以下に掲げる3点の「基本的姿勢」と、第三次基本構想に掲げた「施策のみちすじ」の4つの柱に沿って示す方向性に基づき、具体的な施策の立案や見直しを行っていく。

1 基本的姿勢

(1) 限りある経営資源の有効活用

税収構造が不安定であることや、今後の区有施設の維持・更新に膨大な財政負担を伴うことが想定されるため、限りある経営資源を効果的かつ効率的に配分する必要がある。

このため、基本構想の「施策のみちすじ」の4つの柱の実現に向けて、各施策の現状と課題を整理し、施策・事務事業体系の抜本的な見直しや、重点的に取り組む施策の明確化を図ること。

(2) 中長期的視点からの施策展開

人口推計の実施や公有財産白書の策定により、今後の人口構成の変化や、区有財産の現況、今後の維持・更新に必要な費用等の情報が明らかとなったことを踏まえ、改定計画においては、今後の区民需要の変化や必要となる費用等を見据えた中長期的な視点からの施策展開を行うこと。

また、計画改定にあたっては、計画期間中の区民ニーズに的確に対応することはもとより、計画期間終了後も見据えた施策の立案や、計画的な事務事業の執行に努めること。

(3) 区民満足度を高めるための具体的方策の検討

区が平成25年に実施した「区民・昼間区民満足度・意向アンケート調査」

結果で明らかになった、重要性が高いにもかかわらず満足度が低い施策や、今後優先して実施すべきとしている施策については、その執行内容や方法、事業体系等を抜本的に見直し、改定計画の期間中に、確実に満足度の改善が図られるよう対策を講ずること。

2 「施策のみちすじ」の方向性

(1) 安全で安心できる、いつまでも住み続けられるまち

東日本大震災の発生等を契機として、区民の安全・安心に対する意識は以前に比べて、より高まっている。

そのため、区民の直接的な安全・安心を積極的に確保することはもとより、区民が安心して日常生活を送れるように、快適な生活環境を整えるための方策や区民が安心を実感できるような取組を行うこと。

(2) 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

高齢者人口については、引き続き増加する見通しであることから、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ち、いきいきと生活できるような取組を行うほか、障害者の意思が尊重され、地域で自立して生活できるような取組を行うこと。

また、今後も引き続き、子どもや子育て世帯は増加していくことが見込まれるため、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるような取組を行うこと。

(3) 心豊かに学び、文化を創り出すまち

千代田区がこれまで推進してきた、文化・教育に関する様々な取組を、東京オリンピックの開催を契機として一層促進し、また、文化・観光・教育等の各施策において、区民とともに千代田区の持つ人的・物的資源を最大限に活用し、都心の魅力を一層高めていけるような新たな取組を行うこと。

(4) 人と人とのふれあいを大切にする、個性あふれるまち

千代田区の人口構成の変化や、マンション居住者の増加等により、地域のつながりの希薄化が懸念される。一方、人口構成が多様化しているため、こうした多様な主体の力を活かすことが地域のつながりを促進し、ひいては地域の課題解決につながる。そのため、区内に働き、学ぶ、企業や学生などの力を有効に活用し、連携・協働していくことが重要であることから、今後はこうした主体との協働により、地域のつながりを強化していくための取組を行うこと。

VII 計画改定に向けて

基本計画の改定にあたっては、現行計画における各施策の達成状況の検証を行うとともに、平成 25 年度に実施した「区民・昼間区民満足度・意向アンケート調査」の結果や、「千代田区区民会議」における提言など、区民等の意見・提案を踏まえながら、以下の体制で改定作業を進めていく。

1 庁内体制

(1) 千代田区基本計画改定庁内検討会

今年度に計画改定の検討などを行うため設置した「千代田区基本計画改定庁内検討会」を存置し、引き続き計画改定の検討を行っていく。

(2) 既存の会議体の活用

分野別の検討にあたっては、基本計画の検討を専ら行う分科会等の新たな会議体は設置せず、分野別計画の策定等のための既存の会議体や今後設置する予定の会議体を活用するほか、「千代田区参画・協働ガイドライン」を踏まえ、可能な限り区民や関係団体等の参画と協働を推進して、多様な主体の意見聴取や、その反映に努める。

また、東京オリンピックの開催を見据え、平成 25 年度に設置した「2020 年東京オリンピック・パラリンピック対策本部」と連携を図りながら、改定作業を進めていく。

(3) 職員参加による計画改定の実施

日々の施策や事務事業を執行する職員一人ひとりと、区の将来像や実現に向けた方策を共有するとともに、職員の持つ柔軟な発想や提案を計画に反映させていくため、全庁的な議論を深めることはもとより、職員に対して意見公募を実施することや、若手職員などから意見聴取を行う機会を設けることなど、職員参加により計画の改定を行う。

2 計画改定にあわせて見直すべき事項

(1) 分野別計画の体系化と統廃合の検討

改定計画と各分野別計画との関係を整理し、区民にとってわかりやすい計画体系となるよう、分野別計画の整理、統合を検討するとともに、存置すべき各分野別計画については、位置付けと必要性の明確化を図る。

(2) 計画を実現するための執行体制の整備

施策や事務事業の見直しを行うにあたっては、実施内容はもとより、施策体系や事務事業の構成、施策目標を確実に達成する上で、より効果的で効率的な執行を行うための区組織機構の抜本的な見直しも検討し、施策目標の実現に向けて、職員の能力や個々の事務事業の効果が最大限発揮されるよう努める。

あわせて、職員の意識啓発や能力向上を図るための具体的方策を中長期的な視点から検討し、改定計画に掲げる区が目指すべき10年後の姿の実現に向けた取組を行う中で、職員の人材育成が図られるような仕組みを構築する。

(3) 行政評価制度の見直し

平成25年度外部評価結果や職員へのアンケート調査の結果なども踏まえ、行政評価を通じて、改定計画に掲げる区が目指すべき10年後の姿や、施策や事務事業の課題や進捗状況、成果等についての区民への説明責任を果たせるよう、行政評価制度の再構築を行う。

また、職員に対して意見公募を実施し、見直しに向けた意見や提案を募るなど、制度の再構築にあたり職員意見の反映に努めるとともに、行政評価の意義や目的についての全庁的な認識の共有に努める。

VIII 計画改定スケジュール

1 これまでの取組

- | | | |
|-------|-----|---------------------------|
| 平成25年 | 4月 | 千代田区基本計画改定庁内検討会の設置 |
| | 6月 | 「区民・昼間区民満足度・意向アンケート調査」の実施 |
| | 8月 | 千代田区区民会議の開催（～9月） |
| | 12月 | 千代田区区民会議からの提言書の提出 |
| | 2月 | 基本計画改定方針（案）のパブリックコメントの実施 |
| 平成26年 | 3月 | 基本計画改定方針の決定 |

2 今後の予定

- | | | |
|-------|-----|---------------------------------------|
| 平成26年 | 9月 | 次期基本計画（案）の策定 |
| | 10月 | 次期基本計画（案）のパブリックコメント、地区別住民説明会の実施（～11月） |
| | 12月 | 次期基本計画の決定 |

平成 25 年度人口推計報告書 推計結果

(1) 将来の想定人口

千代田区の人口は、東京オリンピック開催年でもある平成 32 年時点で 6 万人を、10 年後の平成 37 年には 6 万 5 千人を超える見通しである。特に、45 歳以上の生産年齢人口、学齢期（6～14 歳）人口の伸びが大きい。

① 乳幼児人口（0～5 歳）

平成 32 年まで増加が続き、それ以降、平成 37 年までは 2,900 人近傍で推移する見通し。地区別にみると、麹町地区では伸びに勢いがあるものの、5 年程度で鎮静化する見通しであるが、神田地区においては、緩やかながらその後も増加が見込まれるため、留意する必要がある。

② 学齢期人口（6～14 歳）

平成 37 年まで一貫して増加する見通し。

③ 生産年齢人口（15～64 歳）

平成 37 年まで一貫して増加する見通し。特に、45 歳以上の年齢層の伸びが大きい。

④ 高齢者人口（65 歳以上）

他の年齢層と比べて緩やかではあるが、平成 37 年まで一貫して増加する見通し。

千代田区の将来人口推計 (人)

	H22	H27	H32	H37
総人口	46,367	52,703	60,066	65,541
乳幼児（0～5 歳）	1,969	2,609	2,962	2,903
学齢期（6～14 歳）	3,014	3,370	4,361	5,090
生産年齢（15～64 歳）	32,440	36,811	42,381	46,575
高齢者（65 歳以上）	8,944	9,913	10,362	10,973

(2) 人口構成の変化

高齢化率については、全国的には高齢化が顕著であるが、千代田区においては引き続き、年少、生産年齢の各層も増加するため、平成 37 年時点では、人口構成に大きな変化は見られない。ただし、高齢者数が着実に増加する傾向にある点は、留意する必要がある。

人口構成の変化

	H22	H27	H32	H37
年少（0-14 歳）	10.7%	11.3%	12.2%	12.2%
生産年齢（15-64 歳）	70.0%	69.8%	70.6%	71.1%
高齢者（65 歳以上）	19.3%	18.8%	17.3%	16.7%

(3) 将来の想定世帯数

① 総世帯数

千代田区の将来人口推計による千代田区の総世帯数については、平成 29 年には 3 万世帯を、平成 37 年には 3 万 6 千世帯を超えることが見込まれる。

② 単身世帯数

単身世帯数については、計画期間である平成 37 年まで一貫して増加する見通しであり、平成 37 年時点では、1 万 9 千世帯を超える見込みである。

③ 高齢単身世帯数

高齢単身世帯数についても、平成 37 年まで一貫して増加する見通しであり、平成 37 年時点の世帯数は、3,200 世帯となる見込みである。

想定世帯数 (世帯)

	H22	H27	H32	H37
総世帯数	25,459	28,669	32,743	36,050
単身世帯数	13,836	15,091	17,272	19,098
うち高齢単身世帯数	2,467	2,716	2,927	3,196

(4) 世帯構成の変化

高齢単身世帯比率は、平成 37 年頃まで大きな変化はみられない。

ただし、今後の高齢者の増加により、高齢単身世帯も急速に増加する可能性がある。

世帯構成の変化

	H22	H27	H32	H37
高齢単身世帯率	9.7%	9.5%	8.9%	8.9%

